

令和5年12月22日

令和5年第4回奥多摩町議会定例会会議録

令和5年12月19日 開会

令和5年12月22日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

令和5年第4回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和5年12月22日午前10時00分、第4回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	榎戸 雄一君	第2番	伊藤 英人君	第3番	森田 紀子君
第4番	相田恵美子君	第5番	大澤由香里君	第6番	澤本 幹男君
第7番	小峰 陽一君	第8番	宮野 亨君	第9番	高橋 邦男君
第10番	原島 幸次君				

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 新島 和貴君 議会係長 小峰 典子君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	師岡 伸公君	副 町 長	井上 永一君
教 育 長	野崎喜久美君	企 画 財 政 課 長	山宮 忠仁君
若者定住推進課長	須崎 洋司君	総 務 課 長	天野 成浩君
住 民 課 長	加藤 芳幸君	福 祉 保 健 課 長	大串 清文君
観 光 産 業 課 長	杉山 直也君	自然公園施設担当課長	神山 正明君
環 境 整 備 課 長	坂村 孝成君	環 境 担 当 主 幹	原島 保 君
会 計 管 理 者	坂本 秀一君	教 育 課 長	清水 俊雄君
病 院 事 務 長	岡野 敏行君		

令和5年第4回奥多摩町議会定例会議事日程 [第3号]

令和5年12月22日(金)

午前10時00分 開議

会 期 令和5年12月19日～12月22日(4日間)

日程	議案番号	事 件 ・ 議 案 名	結 果
1	—	議長開議宣告	—
2	—	一般質問(9名) 1 澤本 幹男議員 2 宮野 亨議員 3 高橋 邦男議員 4 原島 幸次議員 5 相田恵美子議員 6 伊藤 英人議員 7 森田 紀子議員 8 大澤由香里議員 9 榎戸 雄一議員	—
3	—	各常任委員会、議会運営委員会の特定事件に関する閉会中の継続調査について	決定
4	—	議員派遣について	決定
5	—	町長あいさつ	—

(午後2時58分 閉会)

午前 10 時 00 分開議

○議長（小峰 陽一君） 皆さん、おはようございます。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配布のとおりであります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

日程第 2 一般質問を行います。

通告のありました議員は、9 名であります。

これより通告順に行います。

はじめに、6 番、澤本幹男議員。

〔6 番 澤本 幹男君 登壇〕

○6 番（澤本 幹男君） 6 番、澤本です。

おはようございます。それでは、私から 2 点ほどお伺いをさせていただきます。

まず 1 点目でございます。古里駅東側踏切山側の町道についてでございます。

古里駅東側のすぐ近くに J R 青梅線の踏切があります。青梅街道から進み、その踏切を渡ると T 字路となっております。その町道は、その踏切の山側の町道だけが非常に狭くなっております。その踏切を使い、渡っている多くの町民等が不便と危険を感じています。特に車での通行に当たり、対向車が来ると、お互いが譲り合うため、その町道部分が非常に狭いので、離れたところに待機しているのが現状です。そのため朝の通勤時や保育園への送迎時には渋滞となり、車で交差するのに時間がかかります。また、この町道と踏切は大型車も通行するので、接触等の危険性が大きく、また、歩行者も非常に危険です。この踏切前の町道を広くすることで危険と不便を少しでも解消できます。

この踏切は、多くの小丹波地区の方や保育園の園児を送迎する父母等が日々頻繁に利用します。J R 青梅線の運転士も危険を感じています。踏切の問題は町だけではなく、J R 東日本との協議が必要になるかもしれません。この古里駅東側踏切山側町道の改修について町はどのように考えているか、お伺いいたします。

2 点目でございます。境の白鬚神社下のむかし道についてでございます。

令和 3 年 12 月定例議会で小峰陽一議員より、奥多摩むかし道の安全対策についての一般質問がありました。奥多摩むかし道は、春には桜、秋には紅葉を楽しみながら散策に訪れる人々が多く、コース途中の公衆トイレ、小中沢、惣岳は非常にきれいで評判がよいです。

しかし、このコースは小河内ダム建設用道路として使われたものであり、山側は開削されたままで切り立ち、落石や倒木が多く発生しております。特に、境地区にある白鬚神社の下付近の岩盤に亀裂ができており、地盤沈下とも合わせて危険を感じています。台風や

大雨の被害で崩れてしまい、むかし道を訪れる皆さんや地域住民に危険が降りかかるかもしれない。

先程の小峰陽一議員への町長答弁では、神社下の町道に地盤沈下が生じる可能性は否定できませんので、定期的なパトロールによる経過観察を行い、道路及び斜面の安全確保のため、点検や清掃、維持補修工事を実施することで、地域住民や観光客が安全で安心して利用いただけるよう、道路の維持管理に万全を期してまいりますとご回答されておりました。

コロナ禍から落ち着きを取戻しつつある現在、コロナ禍以前と同様に、多くの観光客が訪れていて、奥多摩町で一番人気があり、町を代表するハイキングコースである奥多摩むかし道について、観光立町を標榜する奥多摩町として、境の白髭神社下の奥多摩むかし道の整備をどうするのか、お伺いいたします。

以上2点でございます。よろしく申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 6番、澤本幹男議員の一般質問にお答えいたします。

はじめに、古里駅東側踏切山側の町道についてお答えをいたします。

ご質問の町道は、小丹波迂回線という路線名で、小丹波字竹ノ平 432番2を起点として、古里郵便局前からJR青梅線古里駅西側の宮ノ前踏切を横断し、JRの線路沿いを東に進み、古里駅東側の小丹波第二踏切で再度JRを横断して、朝日運輸本社営業所前の小丹波字滝ノ平 545番1で、国道411号線に接続し、終点となる延長410.44mの町道でございます。

この路線は、古里駅の北側エリアに居住する小丹波地域住民をはじめとする利用者の皆さんが国道411号線にアクセスするための主要幹線ではありますが、議員からございましたとおり、通勤や古里保育園への送迎車両等、通過交通が大変多い路線であり、私自身も時折、すれ違いのため、一時的に離れた場所で待機することもあり、当該路線の状況は認識しているところでございます。

ご質問いただきました小丹波第二踏切西側の約25m区間の拡幅改修につきまして、町道の管理を所管いたします環境整備課に確認をしたところ、平成18年7月18日付で小丹波自治会から当該箇所の拡幅改修に係る要望書が提出されております。

町では、この要望を受け、当時の地域整備課におきまして現地調査及び状況確認を実施いたしました。当該箇所は、山側には家屋が近接し、反対側はJR青梅線の軌道敷とい

う現況であり、拡幅改修を行うためには用地の確保が必要となることから、担当課におきましてＪＲ八王子支社と協議を行い、拡幅改修に要する用地の提供について協力を依頼した経緯がございます。

この依頼に対しましてＪＲ八王子支社からは、保線機能確保の必要性、或いは電気設備機器への影響等が懸念されるということで、提供は困難である旨の回答があり、結果として拡幅回収がかなわず現在に至っている状況でございます。

こうした検討経過からも当該箇所の拡幅改修につきましては、長きにわたる懸案事項となっておりますが、地域住民の安全・安心の確保、或いは不便さの解消は、住民皆様の日常生活に直結する大変重要な課題であります。

町といたしましては、今後もＪＲ八王子支社との協議を含め、小丹波自治会にもご協力をいただきながら、拡幅改修に必要な用地の確保等、包括的に解決のための糸口を探ってまいります。

次に、境の白鬚神社下のむかし道についてお答えをいたします。

議員からもございましたとおり、令和３年第４回町議会定例会におきまして、現在議長であります小峰陽一議員から同様の趣旨のご質問をいただいておりますので、答弁が重複する部分がございますが、ご理解をいただきたいと存じます。

町を訪れる多くの観光客は、キャンプや登山、サイクリング、または山裾でのウォーキングなど、多種多様なアウトドアレジャーを楽しまれ、奥多摩の自然環境を満喫し、心身ともにリフレッシュされております。

中でも近年はやりのキャンプと並び奥多摩むかし道やセラピーロードなど、山裾でのウォーキングが大変人気であり、健康増進や体力強化を目的として、子どもから高齢者まで多くの方々がウォーキングを楽しまれております。

町のウォーキングコースの一つであります奥多摩むかし道は、歴史的な背景とともに、多摩川のロケーションが素晴らしいことから、特に人気のウォーキングコースであります。古くに整備された旧道であるため、山側の岩盤の風化が著しく、しばしば落石や倒木などが散見される状況にあります。

町では、地域住民や観光客が通行する際の安全を確保するため、斜面が急勾配な場所や落石が懸念される場所について調査を行い、平成７年度から落石防止網の整備を継続して実施しており、これまでにむかし道の沿道で延長 1,865.2m、面積 1 万 6,851.5 m²の整備を行い、落石などから利用者の安全を確保する施設整備を実施してまいりました。

むかし道の日常点検につきましては、道路機能の管理を所管しております環境整備課の

職員が常態的にパトロール点検を実施しており、道路の上部・下部の斜面状況や構造物の劣化・破損、或いは排水状況について点検、確認を行っております。

こうした日常点検の結果を踏まえ、令和5年第1回町議会定例会における令和5年度当初予算審議におきまして担当課からご説明申し上げておりますが、むかし道の安全確保を図るため、境内内白鬚神社の上流約150mの斜面におきまして、高さ7mから10mの落石防護網の設置、延長78m、面積710.6㎡の整備を境梅久保線災害防除工事として予算化をし、既に工事発注をしたところであります。

更に道所橋下流300mの斜面におきましても落石の発生減対策として、露岩にワイヤーネットをかぶせ、固定を行う対策工事を梅久保中山線災害防除工事として、こちらも既に工事を発注しており、継続してむかし道の安全確保、或いは機能向上に努めております。

また、白鬚神社下の道路及び岩盤斜面につきましては、担当課の日常パトロールにおきまして継続的に経過観察を実施しているところでございますが、現在のところ、道路や斜面に変化や変状の様子は伺えないとの報告を受けております。しかしながら、先程も申し上げましたとおり、むかし道は古くに整備された旧道であることから、様々な災害のリスクが懸念される路線でありますので、担当課には細心の注意を払い、小さな変化でも見落とさず、道路パトロールを実施するよう重ねて指示をしたところでございます。

いずれにいたしましても、むかし道は町にとって大変重要な観光資源と言える路線でもありますので、これからも多くの皆様にご利用いただけるよう、引き続き必要な安全対策を講じてまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） 澤本幹男議員、再質問ありますか。どうぞ。

○6番（澤本 幹男君） ご答弁ありがとうございました。

再質問ではありません。ぜひとも古里駅のあの踏切、非常に狭いのが当たり前というか、常態化しちゃっていて、いざ本当に言われてみると非常に狭くて、自分たちも本当に使っていて、待機していて、それが当たり前になっちゃっているんで、今後いろんな要望をしていくことで継続することで改善する道が出てくると思いますので、多くの方が利用しますし、上にはお寺もあるし、保育園もあるんで、皆さんが多く利用する場所は優先的にやる必要があるかと思うんで、平成18年に小丹波自治会から要望出たということでございますから、ぜひとも今後とも引き続き、担当課のご努力をお願いしたいと思います。

また、もう一点のむかし道でございますが、非常に長く、いろんな崩落、倒木の箇所が非常にあるということで、担当課さんのほうはパトロールしていただいて本当にありがたいんですが、特に白鬚神社の下の上る階段の下あたりが非常に出ていて、見た感じが非常

に危険性が高いと思ったものですから、あれが崩れると相当大変なこともあるかなと思ったもんですから、余計その場所が優先順位的には早くやる必要があるかなと思って質問をさせていただきました。

どっちにしてもむかし道は奥多摩を代表するハイキングコースですので、いろんな意味で台風の後、大雪、大雨の後には必ず通行止めになって観光客にご迷惑かけているのが現状でございますので、お願いになります、一層パトロールとか、補修を早めにやっていくことで町の観光のPRになると思いますので、よろしくお願いします。

以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、6番、澤本幹男議員の一般質問は終わります。

次に、8番、宮野亨議員。

〔8番 宮野 亨君 登壇〕

○8番（宮野 亨君） 8番、宮野でございます。

通告に従いまして一般質問を行います。交通弱者について。

今から2年後の2025年には、団塊の世代がピークを迎え、交通弱者の割合も比例して増加する。平成30年第1回3月議会において、交通弱者対策について質問を行った。そのときはタクシー事業者の撤退があり、不便であるとの要望を受けた経緯がある。町の答弁は、新たなタクシー事業者との参入交渉を行う。週5日、町内医療機関への送迎を行う外出支援サービス、町外の医療機関等への送迎等は、行政では非対応のため、住民ボランティアによる大人版ファミリー・サポート・センターの事業との位置づけで新たに事業を実施、住民皆様のご協力で実現した現在の地域ささえあいボランティア事業である。

町は、今後も交通弱者、地域の住民及び観光等来町の方々に対し、利便性の維持・向上に繋がるよう努めたいと考えているとの答弁がありました。

交通弱者に関する問題は喫緊の課題であります。団塊世代がピークを迎えるに当たり、高齢者同士の助け合いも更に必要となる今、前向きな取組を切望します。

以下質問いたします。

- 1 福祉ワゴン車を使用していない時間帯や土曜日、日曜日に無料で貸し出せるか。
- 2 貸出しが可能な場合、貸出しに関する条件や規約等はあるのか。
- 3 貸出しに伴う運転者の安全確保のため、福祉車両運転講習会等はあるのか。

以上、町のご所見を伺います。よろしく願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 8 番、宮野亨議員の一般質問、交通弱者についてお答えをいたします。

議員ご説明のとおり、交通弱者に関する問題は、当町の高齢化や公共交通網の状況から常に重要な課題であると認識し、事業の見直しを図りながらこれまで実施しております。

平成 12 年度に開始した高齢者外出支援サービス事業は、高齢者のうち、医療機関への通院が困難な方に対し、医療機関へ通院するために必要な自動車を運行し、送迎を行い、もって在宅高齢者の外出を支援し、閉じ籠もりを防止することを目的に、町内の病院、診療所への送迎を実施し、現在は町内の歯科への送迎も含め対応しております。

更に平成 26 年度に開始した地域ささえあいボランティア事業は、少子化や若者世代の流出に伴う高齢化の進行による地域力の低下を防ぎ、高齢者等の社会参画や外出の機会を設け、心身の健康と地域の活性化を図ることを目的に、町外の医療機関への送迎や買物等の支援も含め、有償のボランティア制度として実施をしております。

いずれの事業も町から社会福祉協議会へ事業を委託しており、町の福祉サービスの推進には社会福祉協議会との連携は欠かせないものであります。

議員からご質問のありました福祉ワゴン車は、高齢者外出支援サービス事業を実施するため、町が購入し、社会福祉協議会へ、その管理も含め委託している 10 人乗りのワゴン車であり、平日の曜日ごとに送迎する医療機関を定め、午後木曜日以外は歯科等の送迎を実施し、2 台で町内全ての地域を運行しております。

1 点目の福祉ワゴン車を使用していない時間帯や土日に無料で貸し出せるかについてですが、町福祉保健課と社会福祉協議会事務局で検討したところ、平日は木曜の午後のみ、また、土曜・日曜と祝日は運行していないものの、大型のワゴン車で、その運転は相当の技術が必要であり、万一事故で修理が必要な場合は、翌日以降の運行にも支障を来すことから、懸案事項が多い状況でございます。

一方、社会福祉協議会においては、独自に福祉車両、車椅子使用の 3 人乗りの乗用車の貸出しを平成 25 年度から実施をしております。

議員ご提案のワゴン車の貸出しを実現する一つの選択肢といたしましては、福祉ワゴン車とは別にワゴン車を確保する方法が挙げられますが、その購入費や維持管理費のための予算をどう確保するのか、所管である福祉保健課と社会福祉協議会において検討したところ、解決しなければならない課題が多い状況でありますことをご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上のような状況でありますので、2 点目の貸出し可能な場合、貸出しに関する条件や

規約はあるのか、3点目の貸出しに伴う運転者の安全確保のため、福祉車両運転講習会等はあるのかにつきましては、福祉ワゴン車の貸出しを前提にしたものではなく、社会福祉協議会独自の福祉車両貸出しを参考としてお答えさせていただきますので、ご容赦くださいますようお願い申し上げます。

社会福祉協議会では、福祉車両貸出し要領を制定し、利用対象者として車椅子を利用している者、もしくは一般乗用車に乗車困難な者としており、利用料金は無料で、走行距離が75km以下の場合にはガソリン代も免除しております。また、貸出し前には、車椅子固定装置の取扱い方法について習得の機会を設けているとのことであります。

議員ご提言の交通弱者問題については、国は、一般のドライバーが自家用車を使用して有料で送迎するライドシェアの導入について検討を加速していることから、その動向も注視するとともに、町といたしましては、地域の実情やニーズに応じて、常に事業の見直しを行うこととしており、今後、地域ささえあいボランティア事業の担い手確保として、住民の方だけでなく、町内事業者単位でご協力をいただけないか等、様々な検討を重ねているところでありますので、ご理解を賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） 宮野亨議員、再質問ありますか。

○8番（宮野 亨君） ご答弁ありがとうございました。

再質問ではなく、要望になりますが、無料で貸し出せるところにつきまして懸案事項ということで、難しいということではありますが、ささボラの役割としての高齢者に限らず、車を持たない方が多くなってくるので、何とかもう少し使い勝手のいいものにできないかなと思います。

あと、高齢者がささボラの役割としては心身の健康ということは、買物に行くということとは気分転換が一月に1回でもできることは高齢者の健康を保てるのかなと思いますので、また、青梅辺りまで行くと、すごい刺激にもなりますね。心身のリフレッシュに繋がると思いますので、ぜひ何とかしていただきたい。

今から5年前の9月の定例会でも高齢者の交通手段の確保として、自動運転の実証実験の質問をしました。その中にタブレット端末を活用した乗車予約がありました。2年前には福島県西会津町でリクエスト型最適経路バス、AIダイナミックルーティングバスの実証実験を開始したとありました。今後、AI等を駆使した交通手段が一層進むと思います。現在タクシーやバス等の運転手不足とオーバーツーリズムを受け、先程町長の答弁にもございましたが、ライドシェアの導入が取り沙汰されています。

そこで、ワゴン車で自宅からスーパーへという見出しで、静岡県の御殿場市高根地区で

は、この高根地区は高齢化率 34.5%、うちよりは大分低いですが、福祉推進委員会をつくりまして、福祉委員会では、自宅の近くに商店がないひとり暮らしの高齢者をスーパーへ無料で送迎する試みを本年6月から実施しています。6回試験的に運行を実施しました。それで2回アンケートを高齢者の方にとったところ、2割以上が利用したいと答えたということです。来年度からは本格的運行に向けて課題調査をしている。それで、ワゴンを運転する市議会議員さんがより効果的な取組にしていくと言っていましたことをここに紹介します。

ここから一つ受けた要望の中に、ささボラナイトワゴン、勝手に名前をつけちゃいましたが、夜の足の確保をしてほしいとの声をいただきました。難しく難問なんですけど、特別枠という形で受け止めていただきたく、前向きな取組をお願いしたいので、これは要望になりますんで、聞いておいていただければありがたいなと思います。

以上、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、8番、宮野亨議員の一般質問は終わりました。

次に、9番、高橋邦男議員。

〔9番 高橋 邦男君 登壇〕

○9番（高橋 邦男君） 高橋です。

自分のほうは2点質問させていただきます。

1点目ですが、師岡町政の成果と課題、今後の町政運営についてお伺いいたします。

令和2年5月にスタートした師岡町政も約3年7か月余りが過ぎようとしています。コロナ禍で始まり、ここに来てようやくもとの状況に戻りつつありますが、町政運営においてもコロナ感染対策などで大変ご苦労されたのではないのでしょうか。

また、現在、町には人口減少の波が押し寄せていますが、今後の町の将来に対して住民皆さんの関心も高く、不安を抱えている方も多くいるということから、師岡町長への期待も大きいものがあると思います。

そこで次の質問にお答えください。

- 1 師岡町政運営のこの約3年7か月の成果と課題についてお聞かせください。
 - 2 来年5月の町長選挙への出馬の意向と今後の町政運営への思いをお聞かせください。
- 2つ目の質問であります。町制施行70周年に向けて。

奥多摩町は、昭和30年、1955年4月1日、当時の氷川町、古里村、小河内村の1町2村が合併し誕生しました。当時は小河内ダムの建設中で、建設関係者も多く住んでいたこともあり、合併時の人口は1万5,594人と、町が一番にぎやかであった時代であったかも

しません。

それから 68 年経た現在、奥多摩町には人口減少の波が押し寄せています。きっと多くの住民皆さんには、今後の町の将来に対する不安が増しているのではないのでしょうか。

そこで私は、2年後町制 70 周年を迎えるに当たり、これからの奥多摩町の将来について考える機会になればと願っています。例えば子どもたちに 20 年後、30 年後の町に望むことなどについて作文を書くとか、発表会を行うなど。2つ目としては、住民の方から町を元気にする企画、アイデアを募集するとか、それからもう一つは、70 年前を知っている方に当時の町の様子について語る場を設けるなどを記念行事の一つに加えてはいかがでしょうか。

そこで次の質問にお答えください。

町制施行 70 周年に対して町長の思いや考えをお聞かせください。

以上 2 点、よろしくお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 9 番、高橋邦男議員の一般質問にお答えいたします。

はじめに、師岡町政の成果と課題、今後の町政運営についての 1 点目、師岡町政運営のこの約 3 年 7 か月の成果と課題についてお聞かせくださいについてですが、住民皆様からご支援をいただき、私は、令和 2 年 5 月 24 日から奥多摩町長の職を務めてまいりましたが、この 3 年 7 か月は、その大半を新型コロナウイルス感染症対策に追われ、多くの時間を費やしてきたと言っても過言ではないほど、町にとって、そして住民皆様の生活にとっても、地域のお祭りをはじめとする各種イベントの中止や対面会議の中止、或いは通勤、通学する日常から自宅でのリモートワーク化への変化など、あらゆる面で私たちの生活を根底から変える、過去に例を見ない非常に大きな影響をもたらしました。

この間、国からは緊急事態宣言の発令等をはじめ、様々な情報が錯綜する中、地方自治体においては迅速で効果的な対応を求められてきましたが、町では、住民皆様の感染防止及び健康を第一に考え、関係機関と連携しながら行動し、各種の対策を講じてまいりました。

中でも新型コロナウイルスワクチン集団接種につきましては、町内医療関係者や各事業者、行政機関等、多くの皆様のご協力のもと、万全の接種体制を構築し、特に計 7 回に及ぶ高齢者の集団接種では細心の注意を払いつつ、安全・安心でスムーズな接種に資するよう、予約指定や送迎対応及び接種会場でのきめ細やかな対応の実施など、役場職員も一丸

となって住民皆様をサポートするとともに、私も防災行政無線や町ホームページのブログ等を用いて住民皆様や町外の皆様にも正しい知識を持っていただくよう、必要な情報発信をしてまいりました。

途中、令和3年には小河内地区の国道崩壊による交通止めの影響も受けましたが、東京都水道局、地元事業者等のご協力をいただき、集団接種及び住民生活への影響も最小限に食い止めることができ、これらの結果、大きな問題が発生することもなく、都内でも高い接種率を実現する状況に至りました。

また、コロナ禍の対策といたしましては、国の財源を活用しつつ、町独自に住民向けの地域応援券事業と事業者向けの事業継続応援金を3回ずつ実施するとともに、介護・障害福祉サービス事業所向けの支援給付を実施するなど、住民及び各種事業者の生活支援、運営支援に資する事業を展開してまいりました。

加えて今議会の一般会計補正予算（第4号）においてご承認いただきましたが、障害をお持ちの方も対象とする高齢者世帯等省エネ家電購入費助成事業を新たに開始することとし、国都が実施予定の事業を含め、物価高騰の影響に対しましても町は幅広い世代、分野に対して支援を続けております。

このようにコロナ禍から物価高騰へと目まぐるしく移り変わる社会情勢の中、只今申し上げましたように、各種の施策を講じてまいりましたが、これとは別に、この3年7か月の間、取組を進めてきた事項といたしまして民間事業者等との連携がございます。

具体的には、JR東日本八王子とさとゆめの共同事業である沿線まると株式会社への事業協力や東京アドベンチャーラインをはじめとするJRとの連携があり、また、野村不動産ホールディングスとは令和3年8月に締結した持続可能な社会の実現に関する包括連携協定の一環として、町有地である旧分収林契約の山林を立木権利者延べ394名の承諾をいただいた上で解除した後、新たな地上権設定契約の締結により、循環する森づくりの活動に結びました。今後は、地域材の活用を含め、持続可能な森林経営の実現に向けた取組に資するよう、引き続き協力してまいります。

また、多摩大学とは開かれた社会を志向し、自然豊かな奥多摩町を軸とした地域社会への貢献を図るため、令和4年9月に連携協定を締結し、町は町有物件である旧甲州屋を多機能型地域活性化拠点として整備したところであり、来春のオープンに向けて現在、学生たちが中心となり、活動方針等を検討している段階であります。

なお、多摩大学内にごございます多摩大学総合研究所には、次期、長期総合計画の策定につきまして協力をいただいております。町といたしましては、学生をはじめとする関係人口の

増加も期待する中、今後も多方面において多摩大学と連携を進めてまいりたいと考えております。

町有財産の利活用といたしましては、町有地である旧琴清苑跡地におけるクラフトビール新醸造所の整備がございます。こちらはジェイアール東日本都市開発が借主で事業主体となり、VERTEREが運営を行いますが、こちらも来春のオープンを目指し、現在建設を進めており、完成後は、町の新たなスポットとして観光、経済、雇用、そして税収といった面で有益な事業になるものと期待をしております。

只今申し上げましたのは代表的な事柄ではありますが、これまでの成果として位置づけられるのではないかと私は考えております。

一方で、課題といたしましては、冬季観光、冬の観光の振興や獣害対策、コロナ禍で顕在化したごみ問題やオーバーツーリズムなどをはじめ、多くの課題を抱えておりますが、最も大きな課題といたしましては、議員からもございましたように、過去から続く人口減少、或いは過疎化という言葉に集約されてくるのかなというふうに思います。

ただし、これらは多くの地方自治体で同様の課題を抱えており、特に人口減少問題は、国レベルの大きな問題でもあります。

こういった中で、町といたしましてはこれまで少子化対策や移住・定住化対策に注力してまいりました。およそ10年前には人口減少に関するランキングが公表され、奥多摩町は、東京都で一番先に消滅する可能性が高い自治体として新聞等でも報道され、こういったことを起点に、町では若者住宅の建設をはじめ、即効性の高い各種の事業を次々展開し、一定の成果を上げてきました。

しかし、人口や経済、或いは環境面において、これからは右肩上がりによくなっていくとは言い難い時代で、違った視点での取組が重要になってくるのではないかと認識しております。それは例えば限られた人口や予算の中でどれだけ地域の活性化やコミュニティを持続・継続していけるかということになるかと考えます。

明治大学農学部の小田切徳美教授の言葉を借りれば「人口減・人材増」と表現され、人口の自然動態がマイナスであるため、地域全体の人口が減少するけれども、地元の皆様を含め、多様な人材が多様なルートで形成されている状況であると説明されており、越えなければならないハードルは決して低くありませんが、役場の職員のみならず、先程申し上げました民間や大学とも連携しつつ、住民皆様の行政への参加や議員皆様のご理解、ご協力をいただきながら、これらの難局を乗り越え、町政運営を進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の来年5月の町長選挙への出馬の意向と今後の町政運営への思いをお聞かせくださいについてですが、只今ご答弁いたしましたように、新たな奥多摩づくり、新庁舎建設、第6期長期総合計画の策定をはじめ、町には課題も山積しております。昭和30年に1町2村が合併し、奥多摩町が誕生して以来、先人が築かれたこの町を、この町の財産をしっかりと継承し、改めて今ある財産を見詰め直し、発展させるべく様々な施策を展開し、これまでまちづくりにご尽力されてこられた高齢者皆様の福祉政策にも全力で取り組む必要があると考えます。

全国的な人口の減少の波は奥多摩も例外ではありません。これまでどおり少子化対策や移住・定住対策を推進することはもちろんですが、人口減が避けられない状況下で関係人口をはじめ、多彩な人材が集まる町をつくっていくことも重要であります。

また、これからの奥多摩町を担う若い職員を中心として、チームとして様々な課題解決をする場を多く設け、職員と町民皆様との交流の土台づくりも必要と考えます。

新庁舎建設につきましては、観光客皆様をはじめ、町外の皆様にも駅近の役場として認知され、親しみやすさを発信していくとともに、庁舎建設に当たり、多くの住民皆様、両輪となる議員皆様との意見交換などの経験を活かし、開かれた町政運営を引き続き展開してまいりたいと考えています。

このように、この4年間で果たせなかった政策や住民皆様の安全・安心のため自らが先頭に立ち、新たなまちづくりに責任を持って、来年5月に執行される町長選挙に臨むことが私に課せられた責任であり、引き続き町政のかじ取りを担わせていただきたいと考えております。

次に、町制施行70周年に向けてお答えをいたします。

議員からもご説明がありましたとおり、令和7年度は町制施行70周年を迎える記念すべき節目の年となります。平成27年度の町制施行60周年の際には、町公式イメージキャラクター「わさびー」の誕生や60キロウオークをはじめとする記念事業の実施並びに既存事業を冠事業化するなど、町全体で60周年を祝うべく様々な取組を実施いたしました。

ご質問の町制施行70周年に対して町長の思いや考えをお聞かせくださいについてですが、昭和30年4月1日の奥多摩町誕生から今日まで、町を取り巻く状況は大きく変遷してまいりました。特に人口に関しましては、高度経済成長期を経て都市部への人口集中が進む中、過疎自治体である当町の人口は現在も減少傾向にあることは変わらないものの、少子化定住化対策などによる一定の効果も現れており、移住・定住される方々は恒常的にいらっしゃる状況であります。

また、昨今は町に興味を持ち、町を訪れ、応援してくださる交流人口、或いは関係人口といった方々も増えつつある状況にあり、日本の人口そのものが減っていく中であっては、様々な視点と柔軟な発想を持ちつつ、そういった方々の協力もいただきながら地域の文化や生活を守り、地域コミュニティを維持し、活性化していくことが大切であると考えています。

産業面では、長らく林業が町の基幹産業でありましたが、木材の輸入自由化により衰退し、町内におきましても山林業に携わる方々が激減いたしました。しかしながら、近年の地球温暖化等の環境問題やSDGsをはじめとする持続可能な開発目標という考え方がスタンダードとなりつつある現在においては、東京都の10分の1の広大な行政面積を有し、その94%が森林で水源の町である奥多摩町は、これからの時代にあっては希少で価値のある自治体として、より一層存在意識が高まるものと考えております。

先程も申し上げましたとおり、現在、町では様々な民間事業者や大学との連携を図りながら各種の取組を進めておりますが、彼らはいずれも自然豊かな奥多摩町に価値観を見だし、地域やそこで生活している人々のために何か貢献したいと考えている人々の集まりでもあります。町といたしましては、そういった方々のお力もお借りしながら、持続可能なまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

議員からは、記念事業に関して複数のご提案をいただきました。そういった中、現在、町では新庁舎建設に向け、本格的な取組を進めている状況にあります。昨年度は、庁舎建設委員会をはじめ、パブリックコメントや住民説明会の場において住民皆様から様々な、そして数多くのご意見をちょうだいし、基本計画等にも反映させていただきましたが、こういったことも町への関心を示し、町へ目を向けていただくことにも繋がっているものと認識しております。今後も皆様と意思疎通を図りながら、令和8年度の竣工を目指してまいります。

また、長期総合計画につきましては、次期計画であり、令和7年度からスタートする第6期計画の策定に向けて、本年7月の住民アンケートを皮切りに、現在、年明けの住民参加型ワークショップの開催に向けて若手職員をメンバーとするワーキンググループを立ち上げ、作業を進めております。

町といたしましては、只今申し上げた現在進行形の2大事業である庁舎建設と長期総合計画を通じて、住民皆様に奥多摩町を考える機会にさせていただくとともに、議員からいただいたご提案を大いに参考にさせていただきながら、次世代に繋がる町制施行70周年にしてまいりたいと考えております。

○議長（小峰 陽一君） 高橋邦男議員、再質問ありますか。どうぞ。

○9番（高橋 邦男君） 答弁ありがとうございました。

質問としては、1点目の師岡町政の成果と課題、今後の町政運営のほうで1点質問させていただきます。

答弁の中でも5月の出馬の意向をお聞きしました。ありがとうございます。ぜひ2期目にも挑戦してほしいなというふうに思っています。

その中でいろいろ成果とか課題について述べていただいたんですけど、特に自分も民間事業者や大学との連携によるまちづくりとか、町を元気にする、そういう施策について取り組んでいるなというのはつくづく感じています。

その課題の中で人口減少についても触れていただきました。やはり自分も町の一番大きな課題はその辺にあるかなと思います。ただ、町だけでどうなるものでもありませんけど、もちろん国レベルの問題なんですが、町のほうも子育て支援、それから定住対策、いろいろたくさんやられています。今後もそれは続けてほしいと思うんですけども、答弁の中で違った視点での取組をとというようなことを言われました。具体的にもうちょっと掘り下げてその辺を説明していただければありがたいなと思います。

自分個人としては、まちづくりだと思うんですね。人口は減るけども、人材増というような言葉もありましたけども、やはりまちづくりの中で住民の人がどれだけ参加できるかという部分が重要かなと思うんです。いろんな意見等を集約するというだけじゃなくて、具体的に一緒にまちづくりに取り組むという部分が自分は大切だと思うんですけど、町長のほうは、その辺についてどう考えているか、お聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

○町長（師岡 伸公君） 今までもそうだったんですけども、例えばまちづくり委員会などでいろいろご提案をいただいている内容ありますけれども、やはり新しい住民の方が結構入っていただいて、いろんな提案をしてくれている。それから、先程申し上げましたように、民間事業者の方がすごく若い世代になっています。こういう方々の発想とか実行力とかそういうものを見ますと、本当にすばらしい知恵を持っている。ですから、そういう方々とできるだけ交流をしながら、それはビジネスでの交流ではなくて、やはりいろんな話合いをする機会を設けて取り組むという、これは私だけじゃなくて、担当とか職員も住民の皆様にも寄り添うと同時に、そういう施策を話し合うような場をこれから持っていかなきゃいけないかなと。違った視点ということに当てはまるか分かりませんが、そう

いった考えを持っていかないといけないのかなというふうに、つくづくこの二、三年考えています。

ですから、例えば先程の事業の中で、こういう場所を提供して、町にいろんな潤いを与えてくれる可能性とともに、対面で話し合う中でいろんな発想をいただく機会、それから我々が町としてもこう考えているんだという機会を、そういう場面を多くつくっていかないといかんなど、そういうふうに思っています。それが一つの違った視点という。予算ありきではないということです。予算立てるのに前の年からももちろんやるわけですが、だから、いろんな提案が出てきたときにすぐにできるというのは、今までなかなかしづらい部分ありましたが、そういうところも今後、事業の大きさにもよりますけれども、補正を組みながら皆様方に理解をしていただきながら、即とは言いませんが、できるだけ短いスパンの中で企画、立案、実行ができるようなそういう行政にしていかななくてはならないというふうに考えております。違った視点というご質問の答えになっているかどうか分かりませんが、そんなことも考えながらやっています。

確かにコロナのせいにはいけないと自分自身、自問自答しているんですけども、その中で、その範囲内でできることをどうやっていくか。これからもまだまだコロナも完全収束していませんけども、その与えられた環境の中で、どのように私たちが動くべきかというところを、そういう部分の考え方も抜き出して、それを職員と共有したり、いやこれはなかなか難しいというふうな話し合いをしたり、それから議員皆様とやり取りをしたり、そんなこともやっていかなきゃいかんかなというふうに思っています。

もし機会を与えられたらそういうふうなことも、例えば議員皆様全員協議会でいろんな施策なりお話をさせていただいていますけれども、そこに我々がかんで、当初の目標であったり、それが3年、5年、10年後の目標であったり、いろんな形で話し合える場を設ける、その中にいろんな考え方を注入していく、それがこれからの視点ではないかというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 高橋議員、再々質問ありますか。

○9番（高橋 邦男君） ありません。どうもありがとうございました。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、9番、高橋邦男議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、午前11時10分から再開します。

午前 10 時 54 分休憩

午前 11 時 10 分再開

○議長（小峰 陽一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

10 番、原島幸次議員。

〔10 番 原島 幸次君 登壇〕

○10 番（原島 幸次君） 10 番、原島でございます。

1 点質問させていただきます。当町の選挙における投票弱者に対する支援体制についてでございます。

本年 11 月に奥多摩町議会議員選挙が行われましたが、病気や障害、高齢などを理由に投票所に足を運ぶことが難しく、大切な 1 票を投票することができない方がおりました。身近な選挙なのに大変残念な思いをしたとの声が各地で聞かれました。

全国各地の自治体では、投票に行くのが困難な、いわゆる投票弱者に対して支援体制を図る動きが近年高まってきております。奥多摩町は、高齢化率 52.1%、本年 11 月 1 日現在でございます。今後も高齢者の増加が見込まれます。高齢者が投票所に行こうと思っても急峻な地形のため、大変坂道が多く、各投票所までの距離も非常にあります。また、車の運転ができないため、やむなく選挙を棄権する方が各地におられるとのことでした。

島根県のある自治体の選挙管理委員会は、山間地に住み、投票所まで距離があり、交通手段の確保が難しい選挙人への投票機会を確保するため、山間部などで数か所の投票所を廃止し、職員が投票箱をワゴン車に積んで各地を巡回して期日前投票を実施したとの話がございます。

兵庫県の自治体では、投票所への移動支援は、歩行困難者への環境整備のため町社会福祉協議会による送迎、町選挙管理委員会、役場職員等による各地への送迎等のサービスを実施しているそうでございます。

今、申し上げたのはほんの一例ですが、全国各地の自治体で投票弱者に対する様々な支援が始まっております。

町民皆様の大切な一票を無駄にしないため、また、投票率の向上にも繋がるためにも移動期日前投票所等の設置を考えてみる必要があると考えます。投票弱者に対する支援体制について今後の町の対応をお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 10 番、原島幸次議員の一般質問にお答え申し上げます。

議員からは、当町の選挙における投票弱者に対する支援体制についてのご質問をいただきましたが、令和4年第1回町議会定例会におきまして、3番、森田紀子議員の一般質問、期日前投票所の拡充について及び令和4年第3回町議会定例会におきまして、4番、相田恵美子議員の一般質問、奥多摩町における投票支援についてに対する答弁と重複する部分もございますが、ご容赦いただきたいと思います。

近年の選挙において高齢化、人口減少による有権者数の減少や期日前投票所の利用により、当日の投票所での投票者数の減少などから、投票所を取り巻く環境は大きく変化しております。

平成29年3月6日に当時の第11投票所（中山生活館）を第10投票所（境生活館）に統合し、町における投票所は12か所となりました。また、投票所として利用している生活館等もバリアフリー化が十分でなく、高齢者にとっては必ずしも投票しやすい環境とは言えない投票所や土砂災害特別警戒区域内で建物が老朽化した危険な投票所もあり、有権者数の減少も踏まえ、令和4年7月10日執行の参議院議員選挙から、関係自治会の皆様のご協力をいただき、投票所の統廃合を行い、投票所を12か所から10か所に見直いたしました。

まず第8投票所（大沢生活改善センター）を廃止し、第7投票所（奥多摩町役場）に統合し、第11投票所（峰谷生活館）及び第12投票所（旧小河内出張所）を廃止し、第10投票所（坂本コミュニティセンター）に統合いたしました。このことから小河内地区全域が第10投票所（坂本コミュニティセンター）となりました。また、この見直しに伴い、第9投票所（日原生活館）が第8投票所に、第10投票所（境生活館）が第9投票所に投票所の番号が変更となりました。

期日前投票所についてご説明申し上げますと、全ての選挙において役場庁舎地下1階会議室の1か所に設置しております。投票者には、高齢者などの投票弱者の方もおりますが、役場本庁舎にはエレベーターが設置されていること、また、正面玄関には車椅子も備えていることから、足の不自由な方にもご利用をいただいております。

期日前投票所の開設時間は午前8時30分から午後8時までで、その運営は、選挙人の受付、投票用紙の交付、連絡調整等を選挙管理委員会事務局職員及び総務課職員の5名程度で行い、投票管理者は、主に選挙管理委員の皆様を、投票立会人は、主に明るい選挙推進委員の皆様を、それぞれの役割分担と人数調整を行い配置し、的確に投票事務を行っております。

これまで選挙管理委員会では、投票率の向上のため、投票所の統廃合、期日前投票所及

び送迎方法などの話し合いが行われております。このうち期日前投票所における話し合いの中では、ワゴン車等を利用した移動期日前投票所も取上げており、令和2年10月22日には、先進地として箱根町選挙管理委員会が実施しておりますワゴン車等を用いた移動期日前投票所を当選挙管理委員会の委員と事務局で視察を行い、町での設営等が可能かどうかの協議を進めた経緯がございます。

ワゴン車等を用いた移動期日前投票所は、投票に必要な設備を設置したワゴン車等を用いて、期日前投票所と同様に、投票管理者、投票立会人、事務従事者が各地区に赴き、選挙人が移動期日前投票所にて投票をする方法となりますが、まずは高齢者が増加し、投票所の統廃合を実施した地域を主として検討を重ねました。

実際に、現在の投票所に統合されました旧第11投票所（中山・水根地区）と旧第12投票所（峰谷地区）及び旧第8投票所（大沢地区）について、高齢者などの投票弱者対策としてワゴン車等を用いた移動期日前投票所を設置する方法と、これまでと同様に当日投票所への車両での送迎など、投票率の向上も含めて検討いたしました。只今ご説明いたしました自治会（地区）は、居住地も点在しており、ワゴン車等での移動期日前投票所の設置は、それぞれ現地に出向くことに変わりはありませんが、交通手段等がないと投票所に出向くことが難しく、投票に支障を来すのではないかと結論になりました。

このことを考慮し、これまで平成29年3月に投票所を統合した中山・水根地区で実施しております地域に乗降場所を設置し、車両送迎における人員輸送方法が一番効率がよい方法であることから、令和3年の都議会議員選挙からは、旧第11投票所の峰谷・奥地区で、令和4年の参議院議員選挙からは、更に旧第8投票所の大沢地区を加えて投票所への送迎を実施しているところでございます。

今後も統廃合を行いました第9投票所（中山・水根地区）、第7投票所（大沢地区）及び第10投票所（峰谷・奥地区）の有権者の皆様には、中山自治会、大沢自治会及び小河内自治会を通じて、当日の投票における送迎について、運行時間、乗降場所等を示した回覧等で周知を行い、町職員、または事業者委託によるワゴン車での送迎移動支援を実施してまいります。

いずれにいたしましても町における選挙に関する事務につきましては、執行機関から独立して選挙を管理するために設置された機関である選挙管理委員会が所掌しており、私が具体的な内容について決定することはできませんが、今後も高齢化が進む中で多くの住民が大切な1票を無駄にすることなく投票ができる環境を整備することで、投票率の向上が図れるよう、投票弱者に対する支援については、選挙管理委員会と連携をしながら推進し

てまいります。

○議長（小峰 陽一君） 原島幸次議員、再質問ありますか。どうぞ。

○10 番（原島 幸次君） 来年の令和6年5月7日には町長選の告示、12日には投票日というのが決まっております。大事な町の将来を担うためにトップを選ぶ選挙、多くの住民の方の投票が必要でございます。皆さんの意見を聞きながら投票していただくのが一番筋ではないかなと思います。

その関係で、今、いろいろ町長からお話がありましたけど、期日前投票は1か所しか役場にはございません。選挙の当日はあちこち向かいますが、期日前投票をやる場合に、各地区を回ってここの役場へ連れてくるような方法はできないものか。そうすれば日にちを決めてあれば、選挙当日ですと、車が相当必要になりますので、期日前投票をやる1週間ありますので、7日から12日までありますので、その間に各地区を決めていただいて、そこからワゴン車なり、乗用車なりで何日の何時にここへ来ます、期日前投票に役場へ乗せていきますから、皆さん、出てくださいよと、大切な1票をぜひ無駄にしないでくださいということもできるんじゃないかと思うんです。

これは選挙管理委員会の専権事項ですので、町のほうからはそんなにあれですけど、行政が主導しないと、どうしても無理なことがございます。選管に頼んでやってくれよと言っても、社協に言ってもなかなか進むは進まないし、本当にこれから高齢化がどんどん進んでまいります。その辺を考えて、本当に真剣に考えていただければなと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。その辺についてお願ひします。

○議長（小峰 陽一君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 10 番、原島議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

期日前投票につきましては、先程町長がご答弁を行わせていただきましたけれども、更にその部分について突っ込んでの内容となりますけれども、いずれにいたしましても期日前投票の部分につきましては、これまでどおり、役場の部分において行うことはご回答のとおりでございますけれども、今後、選挙管理委員会の中でこの件につきましては話合いをしながら検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひを申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） 再質問ありますか。

○10 番（原島 幸次君） ありがとうございます。ぜひ前向きなご検討をお願ひしたいと思います。大変ありがとうございました。一般質問を終わります。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、10 番、原島幸次議員の一般質問は終わります。

次に、4番、相田恵美子議員。

〔4番 相田恵美子君 登壇〕

○4番（相田恵美子君） 4番、相田でございます。

今期はじめての一般質問、2件お願いいたします。

まず1件目でございます。高齢者等ごみ出し困難者支援事業について。

令和元年度から始まった、ごみ出し困難者支援事業の利用状況は毎年増える傾向にあり、事務報告書によりますと、令和元年度は14名利用に対して令和4年度は56名の利用でありました。

ごみ出し困難者支援事業は、ごみステーションに様々な事情でごみが出せなくなった方が町に申請をし、対象と認められると、専用ごみ収集ボックスを自宅前に設置、週1回収されるサービスです。

高齢化が進み、ごみ出し困難な方が増加する中、サービスを利用されている方々からは大変感謝されております。先程の原島議員の質問の中にもありましたけど、高齢化率が52%、このサービスを利用する方が増え続けていくことが予想されます。

そこでご質問させていただきます。

1 利用可能な対象者が4項目に設定されておりますが、対象者の比率を教えてください。

2 事業開始から4年がたちましたが、具体的な事業効果を伺います。

3 町民の方からは、対象者だけではなく、町全体を戸別収集してほしいとのご要望も聞かれておりますが、町のご所見をお伺いいたします。

2件目です。学校のトイレに生理用品の設置を。

コロナ禍になり、生理の貧困がクローズアップされるようになりました。これは世界的な生理の平等化の影響とSNS等の発達により、女性自身が声を上げやすくなったことも起因していると思います。

生理については、これまでタブー視されていたこともあり、不浄なもの、人前では言っはいけない言葉のように私たち世代は刷り込まれてまいりました。生理の貧困は、コロナ禍で顕在化しましたが、当然ですけども、実はそれ以前から存在していたものです。声を上げられない現実が生理の貧困を深刻なものにしていたと思われまます。

生理の貧困を受け、生理用品の配布が全国の自治体で始まり、同時に、公共施設のトイレに生理用品を設置する自治体の取組も多く報道されるようになりました。

特に、神奈川県の大和市では、2021年から市内の小・中学校のトイレに生理用品を無料

で設置、経済的に困難でなくても自由に使用することができます。また、お隣の檜原村の中学校でも設置されているとのこと。

教育の観点から言えば、習慣のために持参するということが基本ではあるかと思いますが、緊急時用の設置は安心に繋がると思います。子どもたちが1日の中で一番長く過ごす場所が学校であります。生理現象に対して少しでも負担を減らし、更に安心して過ごせる環境であってほしいと思います。

以下ご質問させていただきます。

1 学校での生理教育はどのようにされていますか。

2 上記の趣旨を踏まえ、小・中学校の女子トイレに生理用品を設置していただくことは可能でしょうか。

以上2件であります。よろしくお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 4番、相田恵美子議員の一般質問にお答えをいたします。2点目の学校のトイレに生理用品の設置をについては教育委員会の所管となりますので、後程教育長から答弁をさせていただきます。

はじめに、高齢者等ごみ出し困難者支援事業についてお答えをいたします。

この事業は、奥多摩町高齢者等ごみ出し困難者支援事業実施要綱に基づき、一般家庭で生じた一般廃棄物を最寄りのごみステーションに自ら出すことが困難で、ほかに協力が得られない高齢者等に対して玄関先に専用ごみ収集ボックスを設置し、粗大ごみ以外の可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみの全てを週1回、水曜日に戸別収集を行っている事業となります。また、ごみ収集だけでなく、利用者への声かけによる安否確認を行っております。

1点目の利用可能な対象者が4項目設定されていますが、対象者比率を教えてくださいについてですが、まず12月現在のごみ出し困難者は、令和4年度末現在の56世帯から老人ホーム等への転居により53世帯となっております。

対象者比率でございますが、1項目めの介護保険法として認定されている世帯につきましては34世帯で64%、2項目めの各種障害者手帳認定者のみで構成されている世帯は5世帯で9%、3項目めの65歳以上の単身、または65歳以上で構成されている世帯は13世帯で25%であり、4項目めの1から3項目に該当しない、ごみ出し困難者世帯は1世帯で2%となっております。

1項目めの介護保険法に認定されている世帯が64%と多い理由につきましては、地域包

括支援センターの専門職が相談を受ける中で、世帯の状況を把握できているため、多くなっております。

次に、2点目の事業開始から4年たちましたが、具体的な事業効果をお伺いしますについてですが、高齢者等ごみ出し困難者支援事業は、実施要綱第1条で、ごみ出し困難者支援事業は高齢者等の日常生活の負担を軽減し、もって在宅高齢者等の福祉の増進に寄与することを目的とすると規定しております。

実際に利用されている方からは「ひとり暮らしで足が悪く、坂道にある収集場所に持っていけないので本当にありがたい」「分別の仕方が分からないとき、直接聞けて助かる」「週1回の収集の際の僅かな時間ではありますが、おしゃべりを楽しみにしている人もいます」と伺っております。

町といたしましては、高齢者が安心して暮らせる地域づくりの一つとして、高齢者世帯の利便性の向上や福祉の充実が図られている効果のある事業として認識をしているところでございます。

次に、3点目の町民の方からは、対象者だけではなく、町全体を戸別収集してほしいとの要望も聞かれますが、町の所見はにつきましては、町では一般廃棄物処理基本計画に基づき、家庭から出される一般廃棄物については、決められたごみ集積場所に出していただくステーション方式を採用し、昭和42年3月に開始をしております。

令和3年度の環境省における収集方式の集計では、都内62区市町村のうち、23自治体がステーション方式を採用し、残りの39自治体では戸別方式及び併用方式を採用しています。一方で、全国では1,687自治体中、およそ8割の1,338自治体がステーション方式を採用している状況であります。

このステーション方式が多い理由として、国立環境研究所の考察では、小規模自治体では戸別方式に変更することで収集コストが高くなること、人員の確保の難しさ、更には人口密度の低さから戸別収集にした場合に効率的な収集ができないことがステーション方式を継続している理由とされています。

町が設置しているステーション数は、現在431か所となっています。ご要望の町全体を戸別方式に移行することになりますと、およそ2,100世帯を収集することになりますので、約5倍の時間がかかり、収集業務に支障を来すことは明らかであります。

町といたしましては、町の広大な面積、急峻な地形や狭い道路、集落が点在している地理的な特殊要因から、戸別収集は費用や収集時間の増加を招き、人員確保においても大きな負担となりますので、戸別収集は現実的に難しいと考えております。

今後もステーション方式を維持しつつ、それが困難な世帯につきましては、高齢者等ごみ出し困難者支援事業を拡充し、ごみ出しに困っている人が抵抗なく申請できるよう、町の広報紙をはじめ、ホームページ、ごみ収集カレンダーに事業の趣旨や内容をお知らせし、周知を図ってまいります。

○議長（小峰 陽一君） 野崎教育長。

〔教育長 野崎喜久美君 登壇〕

○教育長（野崎喜久美君） 4番、相田恵美子議員の一般質問、学校のトイレに生理用品の設置をについてお答えいたします。

議員からご説明がありましたとおり、コロナ禍を機に、経済的な理由で生理用品を購入できない女性がいるという生理の貧困問題が顕著化し、令和3年度から神奈川県大和市、令和3年秋から東京都の都立学校の女子トイレに生理用品を置く取組が始まっています。

町立小・中学校におきましては、現在、養護教諭が児童・生徒の身体の様子を把握、また、指導助言をできることから、保健室で生理用品を管理しております。児童・生徒が急に生理用品が必要になったとき、または経済的な事情等で持参できなかったときには保健室へもらいに行くという形を取っております。

ご質問の1点目、学校での生理教育はどのようにされていますかについてですが、小学校では、4年生が男女一緒に保健の授業で、生理、精通等について学習を行っております。高学年は宿泊を伴う移動教室前に衛生用品業者から生理用品のセットを用いて、生理や体の変化、エチケット等、困ったら大人に相談することなどの生理教育を行っております。

中学校では、1学期に養護教諭から全学年の女子生徒へ生理教育や保健室の利用方法について説明を行っております。具体的には、生理とは何か、月経が開始する10日ほど前から身体的、精神的に現れる不快な様々な症状である月経前症候群について、ナプキンの使い方や生理用の下着、着替え、予備ナプキン、その他の相談について説明します。また、同じ時期には重ねて1年生を対象に、衛生用品業者からの生理用品セットを配布し、同様の生理教育を行っております。児童・生徒や必要としている児童・生徒がいつでも入手できる環境を整えることも必要であります。以上のことを踏まえ、小・中学校への生理用品の設置につきましては、安心して学校生活を送ることができる環境整備の一環として、また、教育の観点などを踏まえ、学校とも協議し、設置についてよりよい方法を研究いたしますので、ご理解をお願いいたします。

2点目の小・中学校の女子トイレに生理用品を設置していただくことは可能でしょうかについてですが、小・中学校では、養護教諭と児童・生徒が日常的に相談しやすい関係づ

くりを意識しております。児童・生徒からトイレに生理用品を置くことに関して直接の相談はありません。着替えが必要な児童・生徒が保健室を利用できること、生理用品のため保健室利用があることで、養護教諭との直接のやり取りができる状況を把握しやすいこと、また、小規模のため、児童・生徒がトイレのナプキンを使ったことが周りに知れたときの情報が広まることのリスクが懸念されます。

一方、生理は恥ずかしいものだという認識は少なからずあるかもしれませんし、性や身体に関わるセンシティブな内容であり、養護教諭へ話ができなかったり、保健室へ生理用品をもらいに行けなかったりする児童・生徒がいるかもしれません。そのような児童・生徒や必要としている児童・生徒がいつでも入手できる環境を整えることも必要であります。

○議長（小峰 陽一君） 相田恵美子議員、再質問ありますか。どうぞ。

○4番（相田恵美子君） ご答弁分かりました。再質問させていただきます。

まず1件目の高齢者等ごみ出し困難者支援事業についてなんですけれども、確かに町長おっしゃるように、コストがかかるということ、急峻な地形で倍の人材が必要ということ、で厳しいというご答弁だったかと思えます。

けれども、住民の方からは、あの青梅市でもやっているではないかというようなことを必ず言われるんですね。全然規模が違うと思いますけど、お隣ですので、意識してというか、目に見える形で戸別収集が行われているということに対してどのような捉え方をしているかということが1点と、そして、対象者の比率についてなんですけれども、3番目の65歳以上の単身、または65歳以上で構成している世帯が、私、これゼロなのかと思いましたが13名、25%ということでありました。こういう状況で、ごみ出し困難者支援事業というのは、自らがごみステーションにごみを持っていくことができない、困難であるということと、他の協力を得ることができない高齢者に対してのサービスだというふうに明記されてあります。

この65歳以上の方はどういう理由で利用されているのかなというのが一つ疑問にありましたので、お伺いしたいんですけど、まず1番目の介護保険等、そして、障害者手帳認定者を除いた65歳だということですよ。そこら辺、2点ご質問させていただきます。よろしくお願いたします。

2件目の教育長ご答弁いただきまして、設置によりよい方法を検討していくということには期待を持つわけですけれども、具体的に設置可能かどうかということをお聞きしたいなという部分もあります。

奥多摩の教育は大変手厚いと思っております。一人一人に向き合っている、手厚い教育

環境だということは認識しておりますけれども、保健室の先生との信頼関係、直接のやり取りで、その子の様子を見ていくということも大変必要だと思いますけれども、なかなか大人に相談できないというお子さんもいらっしゃると思うんですね。

先程教育長のご答弁の中で、設置してほしいという声は一つもないということだったんですけど、実はそういう声はありまして、当人になり、保護者の方なりあるといいよねと。これはプライベートなことなので、なかなかそれを言っていく、置いてあったらいいよねというところで止めておいてしまう。ぜひ置いてほしいというふうに先生とか、学校のほうに言っていけないのではないかなという、そこまでのものではないかなというような認識なのかもしれないと今ご答弁を聞きながら思ったところです。

質問としては、まずそういう子がいるということをお分かりいただきたいということもありますけれども、教育の中で生理教育、小学生は4年生の男女一緒に生理の話を聞くという機会を持っているということなんですけれども、中学生は女子生徒のみ説明があるということなんでしょうか。その確認をさせていただきたい。小学校で男女一緒だったらば、中学校でも男女一緒に説明があってもいいのかなと思いますので、そこら辺を再質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 環境担当主幹、原島主幹。

○環境担当主幹（原島 保君） 4番、相田議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目の青梅市で戸別収集ができていのに、奥多摩町では同じような環境なので、できないこともないのではないかとというご質問ですけれども、やはり青梅市に関しましては規模感が違うというところもあります。

今現在、青梅市につきましては3者ごみ収集事業者が入っておりまして、かなり毎日のようにごみ収集車が収集をしている状況であるというところがございます。また、青梅市につきましては、こちら東京都内の62区市町村のうち、23自治体がステーション、奥多摩町含めて23自治体ですけれども、残りの39自治体の中で個別方式と併用方式を採用しているという中で、青梅市につきましては併用方式を採用しているという状況でございます。ですから、戸別収集をしているところと、或いは御岳山等でそういうところとか、あと集合住宅等につきましては、戸別収集ではなくてステーション方式を採用しているというようなところだと思います。

また、かなり道路が広くて、収集場所も戸別収集がしやすいというところですが、奥多摩町に関しましては道路が狭いところ、また道路から離れたところ、いろいろありますので、やはり奥多摩町に関しましては戸別収集は難しい、費用もかなりかかるというところ

ころでご理解をいただければと思います。

続きまして、2点目の対象者 65 歳以上世帯、10 名の 25%というところですが、対象者は 65 歳以上でございますけれども、そこで訪問調査をさせていただき、やはり周囲の方と一緒に収集を持っていくというところが難しいというところと、やはり足が悪いという方がいるという中で、対象者というところの 10 名というところでございます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 教育課長。

○教育課長（清水 俊雄君） 4 番、相田議員の再質問にお答えさせていただきます。

ご質問の内容は、中学生での性教育はどうなっているんだというご質問です。その前に、トイレに生理用品の設置をという話もありましたけれども、こちらにつきましても今、学校のほうは教育的観点で、保健室対応という形も取っているわけですが、議員がおっしゃられるとおり、養護教諭に話をできなかつたり、また、保健室へ生理用品を持っていけなかつたり、そういう児童・生徒もいると思われまますので、トイレの生理用品の設置についても前向きに学校のほうと検討していきます。

ご質問の中学校での生理教育についてですが、性教育のほうにつきましては、男女ともやっております。ご質問のほうは生理教育ということでしたので、女子生徒に限っての回答となりました。ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 相田議員、再質問ありますか。どうぞ。

○4 番（相田恵美子君） ありがとうございます。質問ではないので、意見を述べさせていただきます。ご答弁は要りません。

女性は約 40 年、生理と付き合う人生です。まさに人生の相棒のような存在です。しかしながら、生理は「あれ」とか「女の子」とか隠語で話されることが多く、生理をタブー視化する慣習は、ジェンダー平等、多様性と言われる現代でも続いております。

実は、生理用品を学校のトイレに設置してほしいという要望は以前よりありましたが、私自身、人前で生理、生理と話すことに躊躇していたのが正直なところです。生理の経験がある女性同士は個人差はあるものの、抽象的に共感できるので、今回一般質問をさせていただいたのは、やはり野崎教育長が女性であったということは大きな後押しになりました。男性がいけないと言っているわけではないんです。やっぱりこちらの問題でして、こちらが異性に対して生理という文言を伝えるということ自体、この年でも躊躇するわけです。

東京都教育委員会は、先程教育長もおっしゃいましたけど、2021 年から全ての都立高校

の女子トイレに備品として生理用品を置くことをはじめました。文部科学省は、この12月19日、公立高校の入試のときに生理が重なったときの対応として、追試は可能とする決定をいたしました。昔から考えると夢のようです。少しずつですが、世の中も生理のタブーから脱却しているのかなというふうに思われます。

生理の問題は、ジェンダーや教育、人権の問題もあると思っています。学校のトイレに生理用品を置くということは、生理用品を気兼ねなく使える環境を整えるという人権の観点からも重要であると思います。そして、何より心理的な負担を感じている女子の救いになるのではと確信しております。

ぜひとも前向きに検討していただき、一歩進めていただきたいと思います。

以上です。終わります。ありがとうございました。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、4番、相田恵美子議員の一般質問を終わります。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、午後1時から再開します。

午前11時53分休憩

午後1時00分再開

○議長（小峰 陽一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番、伊藤英人議員。

〔2番 伊藤 英人君 登壇〕

○2番（伊藤 英人君） 2番、伊藤です。

ブロック塀の撤去補助を。安全と景観に配慮したまちなみづくりを。

国や東京都等では、ブロック塀の撤去等の補助事業を行っております。また、ブロック塀を国産材の木塀などに変更する費用について上限内で全額補助するほか、植栽による生け垣を造る場合にもブロック塀撤去等について費用補助があります。

奥多摩町内の生活道は狭く、見通しが悪いことが多く、歩行者も自動車の運転者も高齢化が進む現在、交通環境の危険性は増す一方だと言えます。

ブロック塀は、狭さや見通しの悪さの要因の一つであり、更にはブロック塀倒壊による事故も全国で起きており、安全上、防災上のリスクでもあります。

また、秩父多摩甲斐国立公園内に全域が位置する奥多摩町にとって、豊かな自然が大切な資産であることは言うまでもありませんが、町並みも同様に、自然豊かで魅力的なもの

となっていることが重要であります。

町内のブロック塀をスリムで見通しよく、景観にも配慮した形質のものへと更新することで、安全で誰にとっても外出しやすく、魅力ある町並みをつくり出し、ひいては移住定住促進、観光立地町に資することができるのではないのでしょうか。

以下、伺います。

①2018年（平成30年）大阪でブロック塀倒壊による事故がありました。当時、町内のブロック塀等の実態調査や指導は行いましたでしょうか。調査の結果はいかがだったでしょうか。

②ブロック塀の撤去等について補助制度の創設をお願いします。調査、撤去、新設、改修の全項目について補助をお願いします。

③スリム化や景観への配慮を考えると、新設は木塀（特に多摩産材）の利用が望ましいと考えます。ブロック塀撤去後の新設だけでなく、設置のみの場合でも木塀の利用を促すようなブロック塀撤去時と同程度の補助制度の創設をお願いします。

④定住促進のための分譲地販売事業では、一体的なまちなみづくりが奥多摩町のイメージ形成や地域のコミュニティ形成に重要と考えます。景観、安全、防災への配慮を促すために分譲地購入者や建物を新築等する者に対して外観の構造物、意匠等に関する補助の創設や要件の整備をお願いいたします。

店舗の改修補助を。店舗版空家バンクを。

町の人口減少、高齢化と比例するように、町内の商店、飲食店の数が減少している感があります。店舗の減少は地域住民だけでなく、観光客にとっても不便であり、定住促進や観光立地といった政策に逆行するため、町が喫緊に取り組むべき課題の一つと言えます。

移住・定住応援補助金という住宅の購入、リフォーム等の補助制度がありますが、賃貸物件は対象にならず、対象年齢に上限があります。飲食店などの店舗は賃貸であることも多く、所有者や借手の高齢化が進めば、店舗改修のための経済的負担を回収できるめどが立ちにくくなるため、所有者も借手も設備投資できず、空店舗となるおそれがあります。

町内の買物環境を改善するには、店舗利用のための建物の購入、リフォーム等について賃借契約者も対象とし、年齢要件等を極力設けずに補助する制度が必要と考えます。高齢化した所有者も店舗改修等できる補助制度と、更に空家バンクのように、空テナントを町内外に紹介するような取組があれば、経営意欲の向上や空物件の売買、賃貸借の活発化が見込め、移住者増や起業増、地域活性化の効果や観光客の満足度の上昇が期待できます。

以下伺います。

①店舗物件の購入、リフォーム等のための補助制度創設を。その際、年齢の制限はなるべく設定しないよう、また、リフォーム等は、賃借契約者も対象とするようお願いいたします。

②不動産収入を早期に得られる見込みがあれば、所有者の店舗改修等への不安要素が軽減され、物件の流通が促進されます。店舗用の物件を町内外に紹介し、迅速に買手、借手が見つかるよう空テナントバンクといった取組の創設をお願いします。

川苔山の登山路にトイレを。クラウドファンディング等の実施を。

百尋ノ滝を経て川苔山に登るルートは、奥多摩町で一番の人気の本格的登山コースと言えますが、トイレがありません。バスに乗る前に奥多摩駅前で済ますか、降車するバス停の手前にある大沢観光トイレに途中下車するという手間と時間のかかる状態であります。

以下、伺います。

①現状では登山客の行程に不要な影響を与えてしまいます。川乗橋バス停付近にトイレの設置をお願いします。

②設置、維持管理については、クラウドファンディング等を実施し、受益者負担の原則にのっとり、利用者からも資金提供をお願いできないでしょうか。

③携帯トイレの登山口での販売、配布、下山口での回収という方策も考えられます。川苔山での携帯トイレの導入、普及について町の所感はいかがでしょう。

以上です。お願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 2番、伊藤英人議員の一般質問にお答えいたします。

はじめに、ブロック塀の撤去補助を、安全と景観に配慮したまちなみづくりを、にお答えいたします。

1点目の2018年（平成30年）大阪でブロック塀倒壊による事故がありました。当時、町内のブロック塀等の実態調査や指導は行ったか。調査の結果は、についてですが、平成30年第3回町議会定例会におきまして、10番、原島幸次議員の一般質問、奥多摩町における危険な塀等の状況についてに対する答弁と重複する部分もございますが、ご容赦いただきたいと存じます。

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源として発生した地震により、高槻市の寿永小学校のプール沿いのブロック塀が倒れ、登校途中の小学生が下敷きとなり亡くなりました。

この事故を受け、各自治体では、このような倒壊のおそれのある塀の調査、対応を実施いたしました。町の対応につきましては、この事故の情報を受け、町内の小・中学校、保育園、町の公有財産の敷地内において建築基準法施行令に適合しない倒壊の危険性があるブロック塀等の調査を行い、その結果、古里小学校に隣接するブロック塀及び万年塀1か所を除き、耐震性は基準を満たしており、その1か所の塀につきましても町で撤去を行った旨を回答しております。

また、その際、児童・生徒が通学する道に倒壊危険性のあるブロック塀はないかとの質問もいただいておりますが、これにつきましては、通学路が広範囲にわたるため、その沿道にはブロック塀も存在していますが、それらは個人所有であり、所有者が責任を持って管理し、想定される事故を未然に防ぐ必要があるという観点から、町が補修、改修を行うことはできない旨を回答しております。

なお、建築物の耐震改修の促進に関する法律により、東京都では令和2年度から、緊急輸送道路等の避難路沿道建築物に附属するブロック塀等で、一定の基準により倒壊した場合に避難路の過半を閉塞する危険性があると認められるものの、所有者に耐震診断が義務づけられ、それに伴い、同年度、東京都都市整備局において国道411号沿いのブロック塀を調査いたしました。調査の結果、義務づけ対象の可能性のあるブロック塀が3か所ありましたが、いずれも塀の高さが基準を上回っておらず、義務づけ対象外とされております。

次に、2点目のブロック塀の撤去等について、補助制度創設を。調査、撤去、新設、改修の全項目の補助をについてですが、平成30年の大阪の事故を契機に、国土交通省及び東京都においてブロック塀耐震改修に係る補助制度が創設されました。国・都ともに補助対象は、地方公共団体が地域防災計画等で位置づけた通学路、避難路沿道のブロック塀等の耐震診断、除却、改修等となります。また、国・都とともに、市町村が行う補助事業に対して交付する間接補助としております。

補助率は、国が1m8万円を限度として経費の3分の1、東京都が経費の6分の1以内の額かつ市町村が補助する額の4分の1以内の額となっております。

東京都都市整備局の集計では、令和5年4月1日現在、東京都内において45の区市町村がブロック塀撤去に係る補助制度を導入しておりますが、町がこの補助制度を導入し、国・都の財源を活用するには、町の地域防災計画等で通学路を含む避難路を位置づけ、補助対象範囲を明確にする必要があります。

町の小中学校の各校の児童・生徒の通学域は広範囲にわたっており、また、避難路についても避難所が39か所と多く存在し、そこまでの経路に土砂災害警戒区域が存在すること

も多いことから、通学路や避難路を町で決めてしまうことは現実的でなく、補助対象を明確にできないため、国都の財源の活用は難しいということになります。

町内の建築物の耐震化対策として、町では特定緊急輸送道路の沿道建築物に係る耐震診断、除却、改修等の補助を平成 24 年度に導入いたしました。現在、対象物件の耐震診断はほぼ完了し、除却、改修等の補助を実施しておりますが、診断の結果、危険性ありとされた民間物件 16 件のうち、現在までの活用実績は、除却は 1 件のみにとどまっております。ブロック塀も含め、民間所有建築物の耐震改修等の補助制度を活用する場合、現在の制度上では、所有者の自己負担も高額になり、補助申請手続の負担もあるため、何らかの理由で、もともと改修や除却を考えていた場合でなければ、事業実施にまで踏み切っていただくことは極めて難しいと考えております。

町といたしましては、町内建築物の耐震化対策に関する考え方として、まずは特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を最優先とし、対象建築物の所有者の方に耐震化事業へのご理解とご協力を得られるよう東京都都市整備局と連携して呼びかけてまいります。

その他の地域に所在する民間建築物及びそれに付随するブロック塀等の耐震化については、国・都財源の活用が見込めないこと、まずは特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を優先にしたいことから、現在、補助制度を新たに導入する考えはございませんが、自治会やPTAなどの各地域組織において、ブロック塀に限らず、通学や避難に際し、危険と思われる箇所を把握した場合には、まずは地域住民間での情報共有や対策の検討を行っていただきたく、周知、啓発を図ってまいりたいと考えております。

次に、3点目のスリム化や景観への配慮を考えると、新設は木塀、特に多摩産材の利用が望ましい。ブロック塀撤去後の新設だけでなく、設置のみの場合でも木塀の利用を促すようなブロック撤去時と同程度の補助制度創設をについてですが、木塀は、ブロック塀に比べて軽く、万が一倒壊した場合でも大きな事故に繋がりにくく、木の温かみもあり、景観にも優れるなどの利点があります。

国・都における木塀の設置についての補助事業の状況につきましては、2点目の答弁と重複いたしますが、安全対策の一環として、危険なブロック塀の撤去と生け垣の設置をセットにした補助制度となっており、45 の区市町村が利用している状況であります。その中で6区市町村が木塀の設置についても補助対象としておりますが、あくまでもブロック塀の安全対策に係る補助制度でありますので、木塀の設置のみは対象外となっております。

町といたしましては、国・都の間接的な補助制度がありませんので、現在のところ難しいと考えております。

次に、4点目の定住促進のための分譲地販売事業では、一体的なまちなみづくりが奥多摩町のイメージ形成や地域のコミュニティ形成に重要と考える。景観、安全、防災への配慮を促すために、分譲地購入者や建物を新築等する者に対して外観の構造物、意匠等に関する補助の創設や要件の整備をについてですが、町では、若者等の移住・定住を応援するため、平成21年度に奥多摩町若者定住応援条例を制定し、以降、制度のレベルアップを図り、現在では住居の新築、リフォーム等に最大220万円分補助する移住・定住応援補助制度を推進しております。

議員からは、外観の構造物、意匠等に関する補助制度の創設等のご質問をいただきました。外観の構造物等についての補助制度創設には、公益性の観点や国・都補助事業がないことから、財源確保の点からも困難であり、現在の移住・定住応援補助金の活用を推進してまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。

次に、店舗の改修補助を。店舗版空家バンクをについてお答えいたします。

1点目の店舗物件の購入、リフォーム等のための補助制度創設を。その際、年齢の制限はなるべく設定しないよう、また、リフォーム等は賃貸契約者も対象とするようお願いしたいについてですが、町の開業支援策としては、町外で優秀な技術及び人材を保有する事業者を町に集積し、地域経済の活性化及び定住化の促進を図るため、優遇措置を定め、事業者の移転を促進することを目的として、平成29年4月に奥多摩町小規模事業者等進出に係る優遇措置制度を整備しております。

この小規模事業者等進出に係る優遇措置制度は、町が管理する空家、空地及び遊休施設を優先的に活用することができることや改築や改装に係る経費についても一定の基準を満たしていれば、奥多摩町移住・定住応援補助金の対象となるよう設定しております。

また、若者定住対策の中で、町に移住者が増えていることから、移住者の中には、新しくお店を開業したい、空店舗を使ってお店を開業したいといった声があったことから、奥多摩町小口事業資金融資規則の一部改正を行い、一定の条件のもと、設備資金と運転資金合わせて500万円の貸付限度額の範囲で開業資金への融資制度を実施しております。

議員からご質問のありました年齢制限の設定がなく、店舗物件の購入、リフォームのための補助制度及び賃貸契約者も対象とする補助制度については、現在、町独自の補助制度は行っておりませんが、今後、人口の減少や高齢化により、更には後継者不足により事業の承継が困難となり空店舗が増えることも考えられますので、令和7年度から始まる第6期長期総合計画の策定に向けて町内事業者の現状を把握するとともに、議員からご提案のありました補助制度の内容を含め、町の最重要施策である若者定住化対策との整合性を図

りながら、今後の事業者支援策を検討してまいります。

2点目の店舗用の物件を町内外に紹介し、迅速に買手、借手が見つかるよう空テナントバンクといった取組の創設をについてですが、町内における店舗形態は、個人住宅兼店舗併用型の小売店、飲食店等の事業所が多く、空店舗となった場合でも店舗部分だけの賃貸が難しい状況ではありますが、現在の空家バンク制度に空店舗の情報を掲載することは可能と考えますので、1点目の補助制度と合わせて検討してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、川苔山の登山路にトイレを。クラウドファンディング等の実施をについてお答えいたします。

1点目の川乗橋バス停付近にトイレ設置をについてですが、川苔山登山コースは、雲取山方面の展望がよく、百尋ノ滝を眺めながら登れるなど、奥多摩有数の人気の登山コースであります。

川苔山登山コースへのトイレの設置については、平成22年度に東京都の10分の10の補助金、東京都地球温暖化対策等推進のための区市町村補助金を活用し、電力の供給ができない登山道付近において細倉橋先登山道入り口へ自然水利を利用した小水力発電設備を導入したバイオトイレを設置いたしました。しかしながら、発電方法が自然水利を使用するため、冬場の水不足により水量が安定せず、また、大雨や台風などにより取水施設への被害が多く発生し、発電できない状況が続いたこと、また、トイレの使用量がバイオトイレの処理容量を大きく上回り、稼働停止となってしまったことなど、トイレが使用できない状態が長い間続き、改善のめどが立たないことから、令和2年度にバイオトイレを撤去し、電力の供給が可能なむかし道西久保地区へ移設した経緯がございます。

町の基本的な考え方として、登山道入り口から山中におけるトイレの設置については、自然公園を管理する東京都環境局において設置していただくことを基本としておりますが、この自然水利における小水力発電設備を導入したバイオトイレの設置事業は、都内ではじめての導入であり、町の急峻かつ国立公園内という地理的条件における小水力エネルギーの活用モデルとして、また、先進的事例として試験的に導入したものであります。そのため、今後の川苔山登山コースへのトイレの設置については、町の基本的な考え方にに基づき、東京都へ要望してまいります。

2点目の設置、維持管理については、クラウドファンディング等を実施し、受益者負担の原則にのっとり、利用者からも資金提供を、についてですが、1点目のご質問にお答えしましたとおり、登山道入り口から山中におけるトイレの設置については、東京都環境局

への設置の要望を行ってまいりますので、クラウドファンディング等の活用の考えはございません。

3点目の携帯トイレの登山口での販売、配布、下山口での回収という方策も考えられる。川苔山での携帯トイレの導入、普及について町の所感は、についてですが、議員からご提案のございました携帯トイレの導入につきましては一つの方策であると考えますが、販売、配布、回収の仕組みについて実施体制や財源確保などをどのように事業化するのか、川苔山登山コースだけでなく、広大な面積を有し、数多くある登山コースにどのように対応していくのかなど多くの課題があり、恒常的に実施する仕組みを構築することは難しいと考えております。

特に、観光ごみ対策として観光協会に実施していただいております観光客専用有料ごみ袋の販売でも、回収方法については多くの課題があることが現実であります。

山のトイレの問題は、設備を整えたり、携帯トイレの配布などを行うだけでは解決するものではなく、登山者のマナーと協力が最も大切であると考えますので、登山前にトイレを済ませておくこと、緊急の場合に備えて携帯トイレを携行し、使用後は持ち帰るなど、登山におけるマナー啓発について観光協会と連携し、ホームページなどで周知をしてまいります。

○議長（小峰 陽一君） 伊藤議員、再質問はありますか。

○2番（伊藤 英人君） 再質問です。

1つ目のブロック塀の撤去補助を、安全と景観に配慮したまちなみづくりについてですが、ブロック塀の撤去等に関する補助制度の創設は、できない理由としては地域防災計画の中で、通学路を含む避難路を設定することが町の実情と合わせて考えると、実現できないからということですが、通学路というものが設定できないのだとして、地域全体でブロック塀など安全性の問題に関しては確保していかなければいけないものだと思います。ですので、明確に通学路と避難路の策定をしていくというよりは地域全体の中、ブロック塀に関して子どもとか、お年寄りとか安全上の問題、それと観光客の安全上の確保のことも考えて、広く地域を設定してしまっていないかと思いますが、それはいかがでしょうか。例えば本当にエリアを絞って考えて、そこからスタートさせていくという考え方でもいいとは思いますが、例えばエリアを絞るとして、この奥多摩駅周辺で考えたとしても、通学路には指定されないかもしれないけれども、観光客などは普通に奥多摩駅周辺はいる状態ですので、この周辺でいうと、例えばブロック塀という、稲荷小路とか、柳小路とかがあるかなと思うんですけれど、そういったものについてこの地域防災

計画上では問題はないというふうになって、ブロック塀はそのまま置かれていってしまうのかもしれないですが、町の職員さんは日常的にもそういったブロック塀は見ているでしょうし、この辺は公共施設も多いですから、安全上の問題だとか観光上の問題は、いろんな職員の方たちが目にしていると思うんです。

補助制度を定めたことでブロック塀の安全の確保を進めていくという方向で私はこの質問をしましたが、もしも補助制度ができなかったとしても、駅周辺からでもブロック塀を安全上、観光上、配慮ができていような形に、民有地ではありますが、町として働きかける必要はあると思います。その辺に関して何か所感はありませんでしょうか。

今回も町民にも観光客にもメリットのある政策を言ってきました、高橋議員と町長との答弁の中にもありましたが、交流人口、関係人口、それから、移住者、民間事業者、本当に若い人がたくさんいる奥多摩町ですので、本当に発想も視点も違うという状態がこれからも奥多摩町では進んでいくと思います。

この景観とか安全に関する部分は、ちょっと柔軟に捉えていって、なるべくみんなが満足するような形で、今までどおりじゃないような形にしたほうがいいんじゃないかと思います。

あとは質問ではないんですが、店舗の改修補助を、店舗版空家バンクをに関してですが、小規模事業者の進出に関する事とか、小口事業資金とかありますが、例えば小規模事業者の進出に関してで言うと、どうしても町外から来た人に対する事業になってしまって、地元の方、本当に高齢化が進んでいる地元の商店主の方とか、借主の方に対してはその施策が行き届かなくなってしまうので、やはり対象を広げられるような新たな制度があるように、長期総合計画のことも考えながら検討していただければと思います。

次に、川苔山の登山路にトイレを、クラウドファンディング等の実施をについてですが、トイレの設置に関しては東京都環境局に要望すべきことであるということで、それで本当にそのとおりだと思いますので、クラウドファンディングに関しては、トイレの設置という点ではなく、登山という奥多摩のすごい力強いコンテンツに関しては、クラウドファンディングを積極的に活用していく必要があるかと思います。その部分はこのトイレの設置だけでなく、検討していただきたいと思います。本当に東京都の中で登山という部分に関して一番強い自治体は奥多摩町だけですので、登山道整備とかにクラウドファンディングを使う自治体はほかにも他県にもありますので、いろいろと考えてみてください。

質問としては少ないですが、要望として出させてもらいました。以上です。

○議長（小峰 陽一君） ブロック塀についての質問を回答してください。総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 2番、伊藤議員さんのブロック塀に対する再質問でございますけれども、先程町長からご答弁があったとおりで、町内の建築物の耐震化というものが16件あるということです。その中で1件が除却のみということで、あとの15件がまだ残っております。この部分をやはり優先的に行うというのが町の方針として今取上げております。

そのようなことから、地域に存在する民間の建築物及びそれに付随するブロック塀の耐震化につきましては、国都の補助が、財源が見込めないお話もさせていただきました。そのようなことから、特定緊急輸送道路建築物の耐震化を優先するというで捉えていただきたく、ご回答とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 伊藤議員、再質問ありますか。

○2番（伊藤 英人君） ありがとうございます。質問はいたしません、やはり要望として、緊急輸送道路沿いの建物に関する除却に関して16件中、今のところ1件しか実施ができていないということと、もう一つ、そもそもの建物として除却等の変更をする予定が所有者のほうにある場合でしかなかなかそういった補助事業が活用されることがないという前提まで分かっている状態、把握している状態ですので、優先順位に関しては再度検討して、一般の歩行者などの安全性の確保、観光客の安全の確保の部分の優先順位もちょっと上げていただいてもいいのではないかというふうに提案いたします。答弁は必要ありません。

以上です。ありがとうございます。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、2番、伊藤英人議員の一般質問を終わります。

次に、3番、森田紀子議員。

〔3番 森田 紀子君 登壇〕

○3番（森田 紀子君） 3番、森田です。

では、私から2点お伺いさせていただきます。

まず1点目に、福祉サービスボランティアの担い手についてお伺いいたします。

奥多摩町では、ご高齢者の皆様に住み慣れた地域で自立した生活を続けていただけるよう、介護保険地域支援事業（介護予防事業）としてトータル的なサービスが実施されています。筋力向上トレーニングにおきましては、多くの方が習慣化され、筋力の向上が促進されています。また、低栄養の改善が必要と判断された方等のご自宅へ奥多摩町高齢者在宅サービスセンターから夕食を週3回、月・水・金曜日、地域ボランティアの方の活動によって配達し、食生活を支えています。

そこで質問ですが、1 現在、ボランティアとして支えてくださっている方の人数と年齢、ボランティア活動の平均年数、年間の報酬をお教えてください。

2 奥多摩の福祉サービス高齢者編に記載されている食事療養サービスでは、低栄養及び生活習慣病の改善が必要と判断された 65 歳以上の高齢者の方に管理栄養士が利用者の状態に合わせて個別に栄養価を計算した食事（治療食）を奥多摩病院にて毎日 1 食から 3 食、6 か月を利用期間として提供しますとありますが、現在のご利用者様の人数とどのような病状の治療食が対応可能かをお教えてください。また、以前配食をしていたことがあったようですが、今後、配食の事案があった場合、ご検討いただけますでしょうか。

3 コロナ前は各特別養護老人ホームにおいて配食サービスを行っていましたが、今後、復活される予定はありますか。

続きまして、奥多摩町暮らしの安心サポートについてお伺いいたします。

奥多摩の高齢化率は 50%を超え、空家が増え、手が入っていない畑が多く目立つようになってきました。しばらく姿が見えないと思ったら「少し前に施設に入ったよ」という会話があちこちで聞かれます。「体が動く間は住み慣れたこの家で暮らしていきたい」「子どもや孫たちがたまに訪ねてきてくれるのが楽しみ」「野菜や花を育てながらご近所さんと助け合って暮らせたらうれしい」とささやかな幸せを願って暮らしている方がたくさんいらっしゃいます。

そこで、在宅生活をサポートするシステムの人員として、集落支援員の導入が大きな力になると考えます。高齢化で地域、集落の維持が困難になりつつある中で、地域の実情に詳しく、知見を持った人材が町民の皆様と連携しながら休耕地や空家等、地域課題の解決に向け、サポートしていく仕組みです。

また、高齢者が苦手な IT を利用した生活の利便性等、多方面からサポートし、地域の活性化や生き生きと暮らし続ける仕組みを考えていく制度です。令和 4 年度では、全国で 394 市町村が採用しており、財源は総務省が手当てするものです。

奥多摩町は、自治会加入率が 90%を超えていますが、個々の多大な努力の上に成り立っており、近年、人口減少の大きい地域では配りものや集金もままならず、役員の成り手もないという声があちこちから聞かれます。

地域機能を長期的に見据えた施策が求められている今、過去の一般質問でも令和 2 年 9 月議会で伊藤英人議員がコロナ後の定住化対策と雇用について、令和 3 年 6 月議会で相田恵美子議員が移住された方が定住するための提案で、令和 4 年 3 月議会で大澤由香里議員が施政方針についての中で集落支援員の導入について質問なさっています。

集落支援員の導入、活用は、奥多摩町の暮らしの安心をサポートする面からも大きな力になると思います。今までの一般質問のご回答では、財源手当の観点からも研究、検討を進めますや各自治会の実情を把握することや自治会等との調整を含め、段階を踏んで検討していく、または実際に導入を図る場合、専任か兼務かを含め、集落支援員の役割や職務内容等を明確にするとともに、当該業務の従事に必要な採用者数の検討や集落支援員を指導し、取りまとめる役場職員の配置、或いは専門的分野の業務が必要と想定される場合、専門業者への委託が求められるケースも発生するのではないかと等々、現状におきましても整理すべき検討事項が多くある状況である等いただいておりますが、その後の進捗状況等、導入検討に向けてどのような状況にあるのか、お聞かせください。

私からは以上です。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 3番、森田紀子議員の一般質問にお答えいたします。

はじめに、福祉サービスボランティアの担い手についてお答えをいたします。

1点目の現在、ボランティアで支えていただいている人数と年齢、ボランティア活動平均年数、年間の報酬を教えてくださいについてですが、議員ご説明の奥多摩町高齢者在宅サービスセンターによる配食サービスは、町が社会福祉協議会に委託し、低栄養改善を目的に実施している介護予防事業であり、その実施に当たっては多くのボランティアの方にご協力をいただいております。

具体的には現在週3回、配食の盛りつけ時に3名の方に、当日の配達時に12名の方に、また、翌日の配食ボックス回収時に2名の方に、それぞれボランティアとしてご協力をいただき、年齢はほぼ65歳以上の方で、その多くが10年以上にわたり配食サービスを支えてくださっており、現在の最高年齢は85歳の方となります。

なお、配達ボランティアの方には月額2,200円で年額2万6,400円が、回収ボランティアの方には月額3,300円で年額3万9,600円がそれぞれ報酬として社会福祉協議会から支払われており、令和4年度の報償の合計額は32万1,200円であります。

次に、2点目の食事療養サービスの現在の利用者の人数とどのような病状の治療食が対応可能か教えてください。また、以前配食をしていたことがあったようですが、今後、配食の事案があった場合、ご検討いただけるのでしょうかについてですが、議員ご説明の食事療養サービスは、町が奥多摩病院に委託し、実施している65歳以上の方を対象とした介護予防事業であります。その利用者は、令和4年1月以降、現在までいない状況が続い

ております。

この食事療養サービスは、平成 18 年の介護保険制度改正を受け、同年 10 月から介護予防事業の一環として、低栄養改善だけでなく、糖尿病、高血圧症、高脂血症などの生活習慣病の改善を目的として実施し、これまで多いときには月 10 名近くの方がご自宅への配食ではなく、奥多摩病院において食事をする形態で利用されております。

なお、議員ご質問の配食については、現在、利用者がいない状況を踏まえたと、必要な方に利用していただくためにも配食の形態も必要であると捉え、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、3 点目のコロナ前は、各特別養護老人ホームにおいて配食サービスを行っていましたが、今後復活される予定はありますかについてですが、コロナ禍前は、町内全ての特別養護老人ホーム 4 施設において、それぞれ社会福祉法人における地域社会貢献の一環として独自に配食サービスが実施されておりました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、各施設とも外部との接触機会を極力控えるため、配食サービスを中止せざるを得ない状況でありましたが、昨年来、順次再開されており、現在は寿楽荘及び琴清苑で実施されております。ただし、本年 5 月の新型コロナウイルス感染症が感染法上の 5 類移行後も各施設における感染予防、防疫対策は継続されており、今後の感染状況によって事業継続は流動的な状況でありますので、ご理解をお願いいたします。

今回、議員から福祉サービスボランティアの担い手についてご質問いただきましたが、高齢者在宅サービスセンターによる配食、奥多摩病院における食事療養のほか、町内特別養護老人ホームにおける配食につきましても、配り手、配達のを増員、確保できれば食数を増やすことも可能であることから、先程 8 番、宮野亨議員の一般質問においてもお答えさせていただきましたが、町といたしましては地域の実情やニーズに応じて常に事業の見直しを行うこととしており、今後、地域ささえあいボランティア事業のほか、各種配食サービスのボランティアの担い手確保として、住民の方だけでなく、町内事業者単位でご協力をいただけないか等、様々な検討を重ねているところでありますので、ご理解をお願いいたします。

次に、奥多摩町暮らしの安心サポートについてお答えいたします。

はじめに、集落支援員に関して、その後の進捗状況等、導入検討に向けてどのような状況にあるのか、お聞かせくださいについてですが、過去の一般質問で、2 番、伊藤英人議員からは、地域おこし協力隊制度以外の総務省の地域力の創造、地方の再生政策における

外部人材の受入れ及び人件費捻出の観点から、4番、相田恵美子議員からは、町に移住された方々に対する移住後の受皿の所在やソフト部分への支援の必要性から、そして、5番、大澤由香里議員からは、若者定住推進課業務と他課の職員が兼務する定住サポーターに関して、マンパワーを補う観点から集落支援員の導入等についてのご質問いただきました。

それぞれのご質問をいただいた当時は、最初の地域おこし協力隊に続く採用が未定であった時期でありましたが、その後、第2期の協力隊を採用し、現在は、次の第3期協力隊の採用に向けて募集を行い、業務を進めております。また、移住後の受皿やマンパワーを補うことにつきましては、今年度から定住サポーターを含め、空家対策等に係る部分を業務委託化し、各職員の負担を軽減するとともに、現在は東京都と連携しながら、ソフト部分の必要な対応を図っており、こういった状況から、現時点においては、集落支援員の導入に向けた具体的な取組は行っておりません。

議員からは、奥多摩町の暮らしの安全をサポートする面から、在宅生活をサポートするシステムの人員として、集落支援などについてご提言をいただいたところですが、町といたしましては、1点目の一般質問でお答えしました地域ささえあいボランティア事業のほか、各種配食サービスのボランティアの担い手確保を図るほか、シルバー人材センターの活用や議員にもメンバーとして参画いただいております住民主体の協議体であるお太助隊の皆様と連携しながら、高齢者の方が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるよう、地域包括ケアシステムのさらなる推進を図ってまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 森田議員、再質問ありますか。どうぞ。

○3番（森田 紀子君） ご答弁ありがとうございました。

1点目の福祉サービスボランティアの担い手について再質問なんですけど、例えば今、ボランティアの方にお伺いすると、自分は高齢で、次世代に繋げる際に、余りにも報酬が少な過ぎる、ガソリン代しか出ない。先程も教えていただいたように、月額で2,200円です。これは回数によってではなく、何回やっても2,200円だというお話です。それで、自分たちはボランティアとして誇りを持って今までやってきましたが、なかなか次の世代にお願いと言いつらいという話を何人かの方に聞いております。

そこで提案なんですけど、配り手の人材不足がこれから深刻化してくると思いますので、まず1点目として、報酬を上げて、若い方のサイドビジネスとして運用できないか。それで報酬を上げることによって担い手が増えて、配食サービスの拡充が図れるのではないかと考えております。その際に町の予算において、東京都支出金と福祉系は自治体の裁量に

任されている比率が大きいと伺っております。来年度、こちらは社会福祉協議会のほうに委託されていると思いますが、その分上乘せさせていただいて、配り手の報酬を上げる方向で考えていただけないかというのが1点目の再質問です。

また、2点目の奥多摩町暮らしの安心サポートについての再質問なんですが、私、先日、埼玉県小鹿野町、ここは集落支援員さん3名か4名の方を採用しておりまして、それで地域おこし協力隊の方が3年の任期を終えて、その後、集落支援員になって、現在4年目で働いていらっしゃいます。

私も総務省のホームページを見ると、地域に入ってその地域を支えることが集落支援員かと思っていたんですが、小鹿野町さんでは、地域おこし協力隊の方が全町をトータルでサポートして、3名の方は役割が違うんですけど、1人の方は、今、秩父で売り出している黄金かぼすを立ち上げて、それで今回黄金かぼすの何かイベントをするらしいんですが、もう一人の方は猟友会に入って獣害、そちらのほうを集落支援員としての仕事をしています。もう一人の方は、地域の方とのマッチングというか、いろいろな事業なさっているんですが、役場の方も1人入ってくださっているいろいろお話を伺ったんですが、この総務省のホームページによるお勧めとは違う方向でも、町のほうで総務省のほうに申請すると、割と通るとい話を聞きました。それでもう一つ、小鹿野町さんでは任用職員さんも集落支援員として働いていらっしゃるということで、割と柔軟的な使い方ができるシステムのようです。もう一度ご検討いただいて、集落支援員さんを導入することをご検討いただけたらうれしいなと思います。

私からは以上です。

○議長（小峰 陽一君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（大串 清文君） 3番、森田議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目でございますけれども、議員おっしゃるように、配食ボランティアの謝礼でございますけれども、ガソリン代という位置づけで、先程町長からの答弁もございましたが、配達の方には月額で2,200円、回収の方には月額で3,300円という状況でございます。

議員からは次の担い手に向けて、報酬増を含めての検討はということでございますが、いずれも予算を伴うところでございます。こちらのボランティアへの謝礼は、社協のほうから直接ボランティアさんに支払いをされていらっしゃるところでございますけれども、社会福祉協議会の運営には、町から補助金を交付して事業を担っていただいている。町の補助金も東京都の補助金も活用しながらという中でという状況でございます。

そういった観点からしますと、やはり財源を確保していかないと、なかなか報酬のどこ

ろをどうするのかというところでございますので、この点、財源はなかなか厳しい状況でございますけれども、限られた予算の中でこういった形で謝礼のほうが増額できるのか、社会福祉協議会とも協議を進めていきたいというふうに考えております。

ただ一方で、担い手確保については、今回、町の広報、もしくは社協の広報で掲載するだけではなく、説明会も実施して、どれくらい参加いただけるかというところであったんですが、10月に福祉会館、もしくは文化会館で実施しましたが、実際はそれぞれ1名、2名の参加にとどまったような状況があります。ただ、この説明会の開催は引き続き継続することが大事でございますので、実際こういったボランティアがあるのか、やはり直接、町の職員なり、社協の職員なり説明するという機会は、引き続き必要でございますし、社協さんとしましては、ふれあいまつりでブースにおいてもボランティア活動について周知啓発を行っておりますので、引き続き粘り強くそういった形で福祉保健課、社協と連携しながらボランティアの担い手確保に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

2点目でございますけれども、議員からは、一般質問その2点目で、奥多摩町の暮らしの安心サポートにおいて集落支援員の活用をということでございます。再質問の中で埼玉県の小鹿野町の事例のご紹介をいただいたところでございますけれども、現時点、町長からも答弁もございましたが、町においての暮らしの安心サポート、福祉の部分については、町長からの答弁もございますけれども、現時点としましては地域ささえあいボランティア事業であったり、もしくは森田議員にもご参画いただいておりますお太助隊の皆様からご意見をいただきながら、更には自治会であったり、シルバー人材センターとも連携を取りながら、そういった形の中で地域包括ケアシステムのほうを推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 森田議員、再々質問ありますか。

○3番（森田 紀子君） ご答弁ありがとうございました。

やはり東京都の支出金、予算のほうなんですけど、先程も申し上げたように、どこにどのように振り分けるか、ある程度裁量権が自治体のほうにあるというお話を聞いておりますので、ぜひ今から支えてくださる方、これから団塊の世代さんたちが大量に高齢者になってきます。私たちの世代が支えていきます。でも、奥多摩町の人口分布図を見ても、私たちの世代は本当少ないです。その方たちが支えてくださる、私たちから下の世代、例えば若いママさんたちが支える側になったときに、今、共働きの方が多くて、月額2,200円、

月額ですよ。1回じゃないです。月額です。月額の段階で2,200円でどなたが働いてくれるのかなと思ったら、すごい疑問が残ります。

今、支えてくださっている方は本当に町のためにとあって、最高齢の85歳の方、私も知っていますけど、本当に誇りを持ってやっけてくださっています。その方たちに本当に支えられていて奥多摩町が回っている状況で、これから先、未来のことを考えると、やはりそこに甘えてばかりはいられないと思うんですね。なので、どうにかシステムを変えていかなければならないと思っています。

そのために予算のほう裁量権があるんだったら、年額30何万何がしですが、それが例えば100万になっても、そんなに町の支出としては苦しくないのではないかと私としては思っています。そんなことで、ぜひ本当に前向きにご検討いただければと思います。

また、集落支援員さんに関しても今、小河内振興財団のほうに2名、地域おこし協力隊の方が入ってらっしゃると思いますが、その方たちが3年過ぎた後の受皿として、何年か先の話になりますが、ご検討いただけたら幸いです。ぜひよろしく願いいたします。

私からは以上です。ありがとうございました。

○議長（小峰 陽一君） 森田議員、今の再々質問について回答は要らないように聞こえたんですけど。

○3番（森田 紀子君） 回答は大丈夫です。

○議長（小峰 陽一君） 分かりました。

以上で、3番、森田紀子議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中であります。ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、午後2時15分から再開します。

午後2時03分休憩

午後2時15分再開

○議長（小峰 陽一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、5番、大澤由香里議員。

〔5番 大澤由香里君 登壇〕

○5番（大澤由香里君） 5番、大澤です。

私からは、まず最初に、加齢性難聴者の支援について質問させていただきます。通告文に若干説明を加えて質問いたします。

2019年の第3回定例会及び昨年2022年の第2回定例会において加齢性難聴者の実態把握と補聴器助成を求めて質問させていただきました。

加齢性難聴とは、加齢に伴い、音を感じる部位に障害が起こり、聴力の低下によって発生する障害で、50歳頃から始まり、60歳代後半では3人に1人、75歳以上になると7割以上が発症するとも言われています。

過去の質問でも紹介しましたが、近年の国内外の研究によって、難聴のために音の刺激や脳に伝えられる情報量が少ない状態にさらされてしまうと、脳の萎縮や神経細胞の弱まりが進み、それが認知症の発症に大きく影響することが明らかになっています。

また、難聴のためにコミュニケーションがうまくいかなくなると、人との会話をつい避けるようになってしまい、次第に抑うつ状態に陥ったり、社会的に孤立してしまったりする危険性が大きいことから、難聴は認知症の最も大きな危険因子であるという指摘もなされています。

町民からは、親やお連れ合いが耳が遠くなって会話をしなくなった、会話に入れず、孤立しているといった声が以前にも増して聞かれますが、まさに指摘されている現象です。こうした加齢性難聴は、早期発見と検査、診断、補聴器選定とアフターケア、リハビリなどをセットで行うことで、聞こえづらさ、難聴の進行を緩やかにすることができると言われています。

今、補聴器は、生活の質を維持し、社会交流を図りながら、住み慣れた地域で自分らしく暮らす、聞こえのバリアフリー化への必需品となっています。

しかしながら、平均価格が15万円以上と高額であり、保険適用がないため、全額個人負担です。耳が遠くなった家族のために補聴器を買いに行ったら余りにも高過ぎて購入を諦めたという声は少なくありません。特に、年金生活者や低所得の高齢者にとって補聴器は負担が大き過ぎます。

こうした経済的負担を軽減するために、補聴器購入に対する助成制度を実施している自治体が年々増えています。前回の一般質問時の実施自治体は全国で75自治体、東京では18自治体でしたが、日本補聴器販売店協会の統計によりますと、2023年4月28日時点ですが、全国では143自治体に広がり、東京都でも22自治体に増えています。高齢化率が51%を超えた当町においては、特に難聴の問題は深刻です。町民の方からは補聴器購入に対する補助を求める声が増えています。

昨年の質問に対するご答弁では、令和2年、令和3年と新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、町としてはまず第一に感染予防、感染拡大防止対策に当たらざるを得ない

状況下であったこと、感染予防の観点から民生・児童委員、保健推進員などが訪問を控える状況であったこと、また、医療現場においては、受診控えもある中、町内の加齢性難聴の方を十分に把握できる状況ではなかったが、令和4年度は、国の蔓延防止等重点措置は解除され、東京都のリバウンド警戒期間も解除されたことから、福祉保健課所管の訪問、相談事業をはじめ、各種事業について再開、継続する中で様々な機会を通じて加齢性難聴の方の実態を把握していく、また、令和5年度末に策定する第9期介護保険事業計画の前段とし実施する介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において具体的に加齢性難聴というような文言も加えて加齢性難聴の実態を把握する、聴力検査は町医師会と協議をして検討していく、公的支援については、実態を把握の上、慎重に検討を進めるというお答えでした。そこで伺いいたします。

1 当町における加齢性難聴者の実態把握の進捗状況はいかがでしょうか。

2 先日行われた集団健診では実施されませんでした。健康診断での聴力検査の実施の検討結果はいかがでしょうか。

3 改めて補聴器購入に対する助成を行う考えについてお聞かせください。

次に、学校の女子トイレに生理用品をと題して質問いたします。偶然にも相田議員とかぶってしまいましたので、答弁が重複するかもしれませんが、よろしく願いいたします。

コロナ禍を機に、経済的な理由で生理用品を購入できない女性がいるという生理の貧困問題が顕在化しました。女性の健康や尊厳に関わる重要な課題として全国で生理用品の無償配布などの取組が広がっています。今回は、学校のトイレにおける生理用品の設置について取上げます。

ある中学生から生理用品をトイレに置いてほしいという要望がありました。急に生理になったときに困ったことや生理用品を持ち歩いているところをほかの人に見られて恥ずかしい気持ちになったことがあるからとのことでした。トイレに行って出血していることに気づいたとき、個室に備えてあれば対処できます。なければトイレットペーパーを何重にも重ねて代用するしかありません。生理用品でないと洋服に染み出すこともあります。学校では保健室に置いてあるとのことですが、保健の先生が不在のときもあり、担任の男の先生には言えないとのこと。若いときは経血量が多く、用意していても足りなくなることもあります。

東京都では2021年9月から都立学校250校の女子トイレに公費で購入した生理用品を置く取組をはじめました。合わせて小・中学校の個室トイレに配備を行う自治体も増えています。

初潮を迎える年齢は大体 10 歳からです。女子なら必ず生理が来ます。私が 10 代を生きてきた時代は、生理は隠すものであり、我慢するもの、生理用品は個人が用意するものという概念でした。考えてみれば不条理です。なぜ女性だけが負担しなければならないのでしょうか。生理用品はトイレットペーパーと同じように、女性であれば誰でも必要なものです。ジェンダー平等の観点からもトイレットペーパーと同じように生理用品も備えるべきではないでしょうか。

できれば公共施設にも配備をすることが望ましいですが、少なくとも子どもたちが困ったり、恥ずかしい思いをすることがないように、小学校の高学年の女子児童が使う女子トイレと中学生の女子トイレの個室に生理用品を配備すべきだと考えますが、町の見解をお聞かせください。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 5 番、大澤由香里議員の一般質問にお答えいたします。2 点目の学校の女子トイレに生理用品については、教育委員会の所管事項となりますので、後程教育長から答弁させていただきます。

はじめに、加齢性難聴者の支援についてお答えいたします。

1 点目の当町における加齢性難聴者の実態把握の進捗状況は、についてですが、議員から令和 4 年 6 月の第 2 回町議会定例会においてご質問いただき、ご答弁申し上げましたとおり、現在策定中の第 9 期介護保険事業計画の基礎資料を得ることを目的に実施いたしました介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、従来の調査項目に追加して加齢性難聴の実態把握を行ったところであります。

その介護予防・日常生活圏域ニーズ調査は、町内にお住まいで要介護認定を受けている方及び施設入所者を除く 65 歳以上の全ての方を対象として、本年 6 月に実施した悉皆調査で、1,829 名の方に調査票を郵送し、そのうち 1,145 名の方に回答いただき、回収率は 62.6%でありました。

今回、加齢性難聴の実態把握のため、まず「日常生活の会話は、支障なく普通に聞き取れていますか」との設問を追加し、「聞き取れる」が 80.6%、「普通の声がやっと聞き取れる」が 12.2%、「かなり大きな声なら聞き取れる」が 4.8%、「ほとんど聞こえない」が 0.7%の回答状況で、性別、年齢等の属性をクロス集計した結果は、性別による大きな差はなかったものの、年齢別では「かなり大きな声なら聞き取れる」及び「ほとんど聞こえない」を合計した回答は、65 歳から 74 歳までは 1.8%、75 歳から 84 歳までは 5.1%、

85歳以上では16.7%を占める結果でありました。

次に、関連設問として「聞き取れる以外を回答された方に対し、補聴器を購入したことがありますか」と質問したところ、「購入して使用している」及び「購入したが使用していない」を合計した回答が、年齢別では65歳から74歳までは25%、75歳から84歳までは44.8%、85歳以上では54.7%の状況でありました。

これらの回答結果から、特に85歳以上において難聴の方が多いものの、その半数近くが補聴器を購入されていない状況を新たに把握したところであり、町としての対応が今後必要であると認識をいたしました。

次に、2点目の「健康診断での聴力検査の実施の検討結果は」及び3点目の「改めて補聴器購入に対する助成を行う考えは」につきましては関連がありますので、合わせてお答えをいたします。

まず、健康診断での聴力検査の実施についてですが、国民健康保険及び後期高齢者医療における健康診査は、町内医療機関のほか、令和元年度から受診機会を確保し、受診率の向上を図るため、青梅市医師会のご協力をいただき、青梅市内の一部の医療機関でも受診可能としており、町内と青梅市内の医療機関ともに統一の契約内容から、町独自に聴力検査を健康診断に追加することは難しく、その実施に当たっては、平成30年度まで実施していた集団での眼科、耳鼻咽喉科検診等の体制確保が必要であり、また、補聴器購入の助成についても財源を確保し、その継続性も十分に担保した上で慎重に検討を進める必要がございます。

その財源確保の方策として、先月11月14日開催の市町村高齢者・介護保険担当課長会において、東京都福祉保健局高齢者施策推進部から、令和6年度主要事項予算要求概要の資料提供があり、同局の予算要求段階ではありますが、来年度新たに高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業を創設し、加齢性難聴の高齢者のコミュニケーション機会の確保を推進し、介護予防に繋げるため、加齢性難聴の早期発見、早期対応に係る区市町村の取組を支援する予定であるとの説明がありました。

今後、東京都の動向を注視して、都において高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業が来年度予算に計上され、実施要綱が示され、聴力検査の実施や補聴器購入助成に係る経費が補助対象となる場合には、町として都補助事業を活用しての実施について、より具体的に検討してまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 野崎教育長。

〔教育長 野崎喜久美君 登壇〕

○教育長（野崎喜久美君） 5番、大澤由香里議員の一般質問、学校の女子トイレに生理用品をについてお答えいたします。

議員からのご質問は、ある中学生から急に生理になり困った、また、生理用品を持ち歩いているところを見られて恥ずかしい気持ちになったので、生理用品をトイレに備えてほしいとの要望があったことや、ジェンダー平等の観点からもトイレットペーパーと同じように、小学校の高学年の女子児童が使う女子トイレと中学校の女子トイレの個室に生理用品を配備をとのことであります。

先程4番、相田恵美子議員へご答弁を申し上げたとおり、学校の女子トイレへの生理用品の配置につきましては、今後、小中学校と協議し、教育の観点なども踏まえ、設置についてよりよい方法を研究いたしますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 大澤議員、再質問ありますか。どうぞ。

○5番（大澤由香里君） ご答弁ありがとうございました。

加齢性難聴者の実態把握、やはり対応が必要な方が半数以上いるということで、ぜひ対応をお願いいたします。

集団健診では、青梅市との統一の契約内容で難しいということでしたが、スマホで聴力の検査ができる簡単なものもありますので、自分で自覚することができていない高齢者も多くいますので、そういう方が自覚できるような周知もぜひ工夫していただけたらと思います。

国立長寿医療研究センターの研究結果というのがありまして、少し紹介します。国立長寿医療研究センターによりますと、70歳代男性で5人に1人、女性で10人に1人が日常生活に支障のある難聴者と言われています。国立長寿研究センターは、今年4月、加齢に伴う聴力低下が孤独感と要介護状態の新規発生に与える影響について調査研究した結果、聴力低下のある高齢者では孤独感がある場合、要介護状態の新規発生が1.7倍に上昇したと発表しました。つまり、聴力が低下している高齢者は、そうでない高齢者に比べ、孤独になりやすく、要介護状態になる割合が高いことが明らかになったということです。

また、加齢性難聴には根本的な治療がないため、耳鼻科などの関連診療科を通じて診断を受けた後に、補聴器の装着など、適切な対応を早期にする必要があるとしていますが、ここで指摘されているのは、加齢性難聴を抱える高齢者の問題意識がそれほど高くないという実態です。難聴の自覚がない方ほど受診の意向が低いことも分かったとして、難聴の自覚を持ってもらうことが必要だと研究者は述べています。

そして、早期の補聴器装着が認知症の危険性を下げるといった研究結果もあり、定期的

な耳の聞こえのチェックを通じた耳鼻科などの医療機関への受診勧奨のシステムの必要性も述べています。

これらの発表からも分かるように、高齢者の難聴はほうっておいてはいけない症状であり、個人任せにせず、認知症、介護予防の観点から、また、医療費抑制の観点からも積極的な公的関与、取組が必要だと言えます。

難聴の自覚がない方に自覚を持ってもらうには、やはり聴力検査が有効だと考えます。今、検査は難しいというお話でしたが、簡単な検査のできるシステムをぜひ考えていただきたいと思います。その検査をすれば、耳鼻科などへの医療機関への受診勧奨も検査結果からスムーズに行えると思います。

また、その次のステップとして補聴器購入の金額面でのハードルがあります。多くの方が補聴器購入の補助制度があれば、前向きに購入を検討できると思います。先程のご答弁で、東京都から新しい補助メニューを新設するというようなお話があったということで、大変期待しておりますが、もしその補助事業が余り多くの方に利用できないようであれば、町独自の広げた補助制度もぜひ検討していただきたいと思います。

次に、生理用品のトイレに置いてくださいという件について、西多摩の自治体の事例を紹介します。福生市では、東京都教育委員会が経済的な理由で生理用品を手に入れられない生徒のために、都立学校 250 校の女子トイレに公費で購入した生理用品を置く取組をはじめたことを踏まえ、福生市においても同様の実態があるかどうか明らかにする必要があると判断し、令和 3 年度に実証実験を行いました。その内容は、学校において児童・生徒による生理用品の需要がどの程度あるかを確認するために、生理用品を学校内のトイレ等に設置することと、福生市の小学校第 5 学年以上の女子児童・生徒及び教職員を対象としたアンケート調査です。

実証実験の結果、1 点目として、福生市立小・中学校の児童・生徒が経済的な理由で生理用品を買うことができないと答えた割合は、調査対象者の 0.1%であり、非常に少ないという実態。2 点目として、これまでも保健室には生理用品を備えていたが、トイレの個室など、人目につかないところに設置することで使いやすくなり、従来よりも消費量が増加したこと。3 点目として、アンケート調査に回答した女子児童・生徒の 99.1%が今後もトイレに生理用品が置いてあったほうがよいと回答したということが明らかになったそうです。

この結果から、経済的な理由で生理用品を買うことができないと答えた児童・生徒は非常に少ないものの、多くの女子児童・生徒が今後もトイレに生理用品が置いてあったほう

がよいと考えていることが分かり、その背景には、急に生理になったときに困ったことや生理用品を持ち歩いているところをほかの人に見られて恥ずかしい気持ちになったことを直接的、間接的に経験していることが挙げられるとしています。

福生市教育委員会は、学校内で児童・生徒が困ること、恥ずかしい気持ちになることを少しでも減らすことが大切であると判断し、その結果、経済的な理由からではなく、教育的な配慮のもと、小・中学校に生理用品を配置できるよう予算の確保など、調整を図ったそうです。

現在は3校ある中学校の女子トイレの個室に設置し、7校の小学校にも施設の配置や児童の実態を踏まえ、設置場所や設置方法を検討し、段階的に本格実施に繋がっているとのことでした。また、生理用品の補充は、主に養護教諭が行うことが多いのですが、委員会活動として児童・生徒が補充をするなど、教育の一環として工夫を凝らしている学校もあるとのことでした。

日の出町では、公共施設と小・中学校トイレに設置されています。女性議員が連名で要望書を提出したり、一般質問などにも取り組んだ結果です。学校のトイレは、一度いたずらがあり、撤収されたそうですが、いたずらを防ぐ、理解をさせることも教育であり、継続して置くことが理解を深め、いたずらなどを防ぐことだという意見を受けて、現在は設置を続行中だそうです。

檜原村でも、先程の相田議員にも紹介ありましたが、中学校のトイレに設置されています。急になったときや足りなくなったときなど、基本は保健室に取りに来てもらいたいが、声に出せない生徒もいるだろうという配慮からトイレに設置することにしたということです。これらのどの自治体も児童・生徒の気持ちに寄り添っていることが分かります。

現役中学生の意見を聞きました。保健室にナプキンがあっても取りに行きづらい。保健室に行ってお願ひすること自体にハードルがある。保健の先生がいつもいるとは限らない。休み時間に保健室に行く時間が意外と取れない。トイレに行ったら突然生理になって、トイレットペーパーで取りあえず代用して、保健室まで行ってナプキンをもらって、またトイレに行くという行動には時間がかかる。短い休み時間では無理。友達に持っているか聞いて回るのも時間がかかる。トイレに行く時、ナプキンの入ったポーチを持っていくのは周りの目が気になる。椅子に血液がついていたことがあって恥ずかしかった。ポケットからハンカチを出したときにナプキンが落ちちゃって、男子に見られて恥ずかしかった。女子ならば同じような思いを経験していると思います。ただでさえ生理のときは、おなかが痛かったり、体がだるかったりと体調不良になります。その上、トイレに行くたびに余計な

気遣いをしなければなりません。

児童・生徒の負担を少しでも軽くして学校生活に集中できるように、小学校高学年と中学校の女子トイレのできれば個室にぜひ生理用品を設置していただきたいと思います。

先程の相田議員の答弁と私の最初の質問の答弁では、前向きに設置を検討すると、協議して検討するというご答弁だったので、大変期待をしておりますが、ぜひ設置の実現に向けて努力をしていただきたいと思います。

提案ですが、福生市のように、女子児童・生徒及び教職員を対象としたアンケート調査と一定期間トイレに設置してみる実証実験を行ってはいかがでしょうか。これについてご答弁お願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 質問は、アンケート調査と、それから、加齢難聴のほうの再質問は、どういう質問であるか、もう一回確認させてもらっていいですか。

○5番（大澤由香里君） 申し訳ありません。加齢性難聴者のほうは大丈夫です。当初は東京都の補助メニューの転換ができるかというふうに考えていたんですが、新しい補助メニューができるということで、期待しているということで大丈夫です。生理用品のほうだけよろしくお願いします。

○議長（小峰 陽一君） 教育課長。

○教育課長（清水 俊雄君） 5番、大澤議員のご質問にお答えいたします。

生理用品の設置についてアンケート調査を実施してはどうかというご質問だったと思います。

教育委員会としましては、先程4番、相田議員のご質問にお答えしたとおり、声に出しと言えない子どもがいる、取りに行けない子どもがいるという状況ですので、アンケートを取る段階ではなくて、やはり設置に向けて前向きに検討していきたいと思いますので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 大澤議員、再々質問ありますか。どうぞ。

○5番（大澤由香里君） ありがとうございます。それでは、ほぼ前向きというか、実施に向けて動いていただけるということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

○議長（小峰 陽一君） 教育課長。

○教育課長（清水 俊雄君） 5番、大澤議員のご質問にお答えします。

設置に向けて学校と協議を重ねて、よりよいやり方を考えていきたいと思っています。よろしく申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、5番、大澤由香里議員の一般質問は終わります。

次に、1番 榎戸雄一議員。

〔1番 榎戸 雄一君 登壇〕

○1番（榎戸 雄一君） 1番、榎戸雄一でございます。

大丹波会館についてということで質問させていただきます。

大丹波会館は、昭和40年に建設され、鉄筋コンクリート造り一部鉄骨地下1階、地上2階建ての建物で、最上階を大丹波会館として使用しています。地域コミュニティの活動の場としての役割と地域防災の拠点としても中心的役割を持ち、安全・安心のよりどころの施設でもあります。

築58年を経過し、老朽化は見られるものの、大丹波会館の最上階部は、必要な修繕や行政による補助制度により維持管理されてきました。

この会館を支える鉄筋コンクリート造りの2階層部分は、その構造から管理が難しく、また、30年以内に高い確率で起こると予想される巨大地震を想定すると、住民利用者も一抹の不安を抱える状況です。劣化した鉄やコンクリートを再生、延命する新しい補強工法なども誕生し、選択肢の幅も広がっている現状です。

これらの状況についてどのように考えているのか、下記のとおりお伺いしたいと思います。

1番 耐震診断の実施や延命計画はあるのか。

2番 安全な場所への移設計画はあるのか。

以上2点について町の所見をお伺いしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 1番、榎戸雄一議員の一般質問、大丹波会館についてお答えいたします。

1点目の耐震診断の実施や延命計画はあるのかについてですが、議員からも説明がありましたとおり、大丹波会館は昭和40年に建設され、町内18自治会にある生活館の中では最も古い建物となっておりますが、必要な修繕などは実施されており、現在も地域住民のコミュニティ活動の場として、また、町指定の避難所として活用されている施設であります。

一方で、当該施設は、現在の建築基準法の施行前に建設された、いわゆる旧耐震の施設ではありますが、現在、避難所として位置づけている生活館のうち、旧耐震の施設は大丹波会館を含め8か所ございます。

なお、旧耐震基準では、震度5強程度の揺れでも建物が倒壊せず、仮に破損したとしても補修することで生活可能な構造基準として設定されておりますが、近年、各地で発生している地震被害の状況や今後想定されている巨大地震等を考慮しますと、必ずしも安心できる状況にあるとは言い切れないことを認識しております。

従前から町では特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に資する施策は実施しておりますが、生活館を含め、重要路線以外の建築物については、耐震診断を実施していない状況にあります。

この状況につきましては、令和元年6月に東京都が土砂災害防止法に基づき、町内全域に存在する土砂災害特別警戒区域を指定しており、町といたしましては、住民が日常的に生活している住宅への改修補助制度の創設などを優先し、生活館についても土砂災害に対する避難所の在り方を中心に検討をしてきた経緯があること並びに自治会から生活館に対する要望といたしましては、設備や屋根、外壁等、躯体以外の老朽化に伴う改修内容が多いことなどから、耐震診断は実施していない実態がございます。

したがって、延命計画につきましても耐震化以外の補修や老朽化に対する修繕や工事は、現在も予算や各自治会の状況などを勘案しつつ実施しておりますが、耐震化を主体とする内容につきましては予算規模も大きなものとなるため、今後、関係課におきまして対応方法等について検討してまいりたいと考えます。

2点目の安全な場所への移設計画はあるか、についてですが、大丹波会館の立地する地域は、先程申し上げました土砂災害特別警戒区域から除外されている町内では貴重な安全なエリアとなります。

現状といたしましては移設の計画はございませんが、1点目の質問事項を含め、地元自治会の状況を確認しながら、また、他自治会の生活館の状況など全体を見渡しながら町としての方針を検討してまいりたいと考えますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 榎戸議員、再質問ありますか。どうぞ。

○1番（榎戸 雄一君） 再質問ではありませんが、前向きな見解と一定の水準を得られたので、要望ということでよろしく申し上げます。

質問に当たり、大丹波会館の所有はというところも自ら調べました。これは大丹波自治会が所有するものであって、町のものではないということで、当時、大丹波釣場をつくった先人たちの偉業によって、あの建物が設立され、48 畳もの広い大丹波会館が、我々が非常に使いやすい状況であるということに対し深く感謝をするところでございます。

私も大丹波で防災訓練などに参加すると、必ず皆さんが「これは町、耐震やってくれん

のかな」という質問がばんたび出るものですから、あえてこの場で質問させていただきました。

震度5強までは耐えられるものであるということ、これを利用する大丹波の住民の皆さんに声を大にして伝えて、それ以上の状況が発生したときには、直ちに各自で自分の身を守ることを、そういった一定の回答が得られたことは非常に貴重なものであると思います。

大丹波釣場も昨今では経営が厳しく、先人たちのようにあの建物を造り直すということは現実的には非常に厳しいのかなと思います。大丹波自治会のできることは限られますが、最も優先すべきは、地域住民の安全であることは双方が認めるところだと思います。いろいろな技術や提案などありましたら、引き続きご指導いただければ質問の意味もあったのかなと思います。

本日はどうもありがとうございました。以上です。終わります。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、1番、榎戸雄一議員の一般質問を終わります。

以上で、日程第2 一般質問は全て終了しました。

次に、日程第3 各常任委員会、議会運営委員会の特定事件に関する閉会中の継続調査についてを議題とします。

お諮りします。本件は、各常任委員会、議会運営委員会から継続調査の申出がありましたので、配布の継続調査事項のとおり、閉会中の継続調査にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、それぞれの閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

次に、日程第4 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。本件については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第124条の規定により、閉会中において議員派遣を行う必要があるものは、配布の議員派遣予定表のとおりであります。

ただし、予定表に記載がなく、特に緊急を要する場合にあっては、その日時、場所、目的及び派遣議員等について議長にご一任いただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、議長に一任することに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

ここで本定例会の閉会に当たり町長より挨拶があります。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 令和5年第4回定例会の閉会に当たりましてご挨拶を申し上げます。

本定例会では条例の一部改正2件、財産の取得1件、委員の選任の同意を求める案件が1件、令和5年度補正予算3件の審議につきましてご決定をいただきました。補正予算審議の中で、議員皆様から庁舎建設の進捗状況につきましてまたタイムリーな報告をとのご意見を賜りました。担当課の説明にもありましてとおり、年明けには各地域の住民皆様に説明すべく準備を進めております。

9名の議員皆様から16の一般質問、本日いただきました。教育をはじめ、地域の諸課題に加え、時代を反映した取組等、様々な視点からのご提言をいただきました。このことはこれからの町村の在り方が問われる、この数年の動きをしっかりと見定め、対応してまいりたいと思います。

なお、本定例会では議案第63号の一般会計補正予算におきまして議決をいただきました住民税非課税世帯臨時特別給付金事業に関連いたしまして、政府では物価高騰対応に資する1人当たり計4万円の定額減税をめぐり、減税のみでは対応できず給付が必要となる層への具体的な対応策をまとめました。まず住民税均等割のみ課税される世帯への給付として、1世帯当たり10万円を支給すること。また、低所得者の子育て世帯には、18歳以下の子1人当たり5万円を加算することなどであります。

これらの対応策につきましては、来年の2月から3月をめどに給付を目指すこととされており、町におきましても関連する課の職員は、さらなる給付事務に取り組むこととなります。対象者の抽出を含め、いまだ確定されていない事項が多い中、国からは迅速な対応を求められております。

今後の予算編成のタイミングにつきましても現時点では未定であります。只今申し上げました迅速な対応を国から求められており、対象者となる住民への早期の給付を目指す観点からもスピード感を持った対応が必要でありますので、議員皆様におかれましてもご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

さて、今週はじめに奥多摩中学校の学校だよりが発行されました。原校長先生の巻頭の言葉、今の世の中ではなかなかできない昭和の家庭教育の内容が書かれてありました。大変示唆ある内容であり、私も読ませていただきましたけど、ぜひ皆様にも読んでいただ

たらというふうに感じました。

本年1年間も議員皆様にはコロナ感染症対策を中心に、住民皆様に寄り添っていただきましたこと、また、それに伴う議会運営にご理解を賜りましたことをこの場で感謝を申し上げたいというふうに思います。

この秋冬は、コロナ感染症に加え、インフルエンザの発症も早期から認められました。年末年始、健康にご留意されますようご祈念申し上げまして、本定例会の挨拶といたします。大変お疲れさまでございました。

○議長（小峰 陽一君） 以上をもって議会は終了になりますが、朝早くから傍聴の皆さん、ありがとうございました。ぜひ次回からも大勢傍聴していただくようお願いしたいと思います。

以上をもって令和5年第4回奥多摩町議会定例会を閉会といたします。長時間の審議大変ご苦勞さまでした。

午後2時58分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員